

第4編 資料

I 長崎県知事選挙及び県議補欠選挙

1 知事選挙 事務日程・執行日程（県）

平成30年2月4日執行予定 長崎県知事選挙 事務日程

県の事務

月日	曜日	告示日	投票日	処理事項	備考
8月15日	火	▲ 156	▲ 173	・政治活動用ポスターの掲示の制限について（法143⑯、⑰） （任期満了前6月（9月1日）～選挙の期日まで）	
11月2日	木	▲ 77	▲ 94	選挙管理委員会（13:15～14:15） ・選挙期日の決定（関係機関への通知等）/投票用紙の様式及び規格 等	選挙管理委員室
11月8日	水	▲ 71	▲ 88	・投票用紙等の発注	物品管理室
11月15日	水	▲ 64	▲ 81	選挙管理委員会（13:15～14:15） ・ポスター掲示場の減少協議 ほか 任期満了前90日における寄附の禁止の強化について（法199の2、199の5） （任期満了前90日（12月1日）～選挙の期日まで）	選挙管理委員室
11月22日	水	▲ 57	▲ 74	政見放送 放送事業者打合わせ	未定
11月27日	月	▲ 52	▲ 69	政見放送 ろうあ協会打合せ	ろうあ協会
11月28日	火	▲ 51	▲ 68	不在者投票指定施設説明会（島原市）（13:30～15:00）	森岳公民館
11月29日	水	▲ 50	▲ 67	不在者投票指定施設説明会（佐世保市）（10:30～12:00）	県北振興局天満庁舎
11月30日	木	▲ 49	▲ 66	政治資金収支報告書の公表	
12月2日	土	▲ 47	▲ 64	テレビCM撮影	
12月4日	月	▲ 45	▲ 62	□選挙人名簿登録者数記者投込み（12月定時）	
12月12日	火	▲ 37	▲ 54	市町選挙管理委員会委員長・書記長会議（13:30～16:00）	長崎県総合福祉センター
12月13日	水	▲ 36	▲ 53	・政治資金収支報告書の発送（～12/15）	
12月14日	木	▲ 35	▲ 52	【知事】立候補予定者・政党等説明会（13:30～16:30）	市町村会館
12月18日	月	▲ 31	▲ 48	【県議】立候補予定者・政党等説明会（13:30～16:30）	市町村会館
12月20日	水	▲ 29	▲ 46	投開票速報記者レク（10:30～11:30） 選挙管理委員会（13:15～14:15）	県政記者室 選挙管理委員室
12月21日	木	▲ 28	▲ 45	表示板、標旗、腕章、ピラ証紙、ポスター証紙の納品	第3別館1階小会議室
12月22日	金	▲ 27	▲ 44	投票用紙の原版作成・点検（13:30～15:00） 【県議】ポスター証紙の枚数確認、公営物資の袋詰め	未定 第3別館1階小会議室
12月23日	土	▲ 26	▲ 43	投票用紙の印刷（9:00～17:00）	未定
12月24日	日	▲ 25	▲ 42	投票用紙の裁断・投票用紙の点字表示刻印・搬入・梱包（9:00～20:00）	未定、中庭会議室
12月25日	月	▲ 24	▲ 41	投票用紙等の発送（6:30～7:30） 【県議】公営物資・投票用紙等の発送（大村市）	中庭会議室 中庭会議室
12月28日	木	▲ 21	▲ 38	選挙公報の印刷・発送にかかる打合わせ（11:00～12:00）	未定
1月5日	金	▲ 13	▲ 30	立候補届出書類の事前審査開始（～1月10日（水））	
1月9日	火	▲ 9	▲ 26	第1回選挙管理委員会（13:15～14:15）	選挙管理委員室
1月10日	水	▲ 8	▲ 25	ピラ証紙、ポスター証紙の枚数確認（9:00～17:00）	新庁舎会議室
1月12日	金	▲ 6	▲ 23	政見放送事前申込み（14:00～） 【委員会告示】 ・選挙人名簿登録基準日等の決定（法22②、令14②） ・ポスター掲示開始期日（法144の2⑤） ・政見放送を行うことができる一般放送事業者及び候補者ごとの放送回数	未定
1月13日	土	▲ 5	▲ 22	・啓発ポスターの梱包（庶務啓発班4人＋応援職員8人）	新庁舎会議室
1月14日	日	▲ 4	▲ 21	松浦市長／市議会議員一般選挙・告示日	
1月15日	月	▲ 3	▲ 20	【知事】公営物資の箱詰め（10:30～11:00）	新庁舎会議室
1月16日	火	▲ 2	▲ 19	【知事】立候補届出受理会場設営（9:00～10:00） 【知事】立候補届出受理リハーサル（リハのリハを含む）（10:00～12:00） 政見放送事前収録（9:30～15:00） 特定国外派遣隊員の不在者投票用紙等の発送開始（令59の5の4⑦）	新庁舎会議室 新庁舎会議室 実施放送局
1月17日	水	▲ 1	▲ 18	【選挙人名簿登録基準日・登録日】 テレビCM発表会 □選挙人名簿登録者数速報受理（法22③、地自法第74⑤）	10:30～11:30 15:00 記者発表

平成30年2月4日執行予定 長崎県知事選挙 事務日程

県の事務

月日	曜日	告示日	投票日	処理事項	備考
1月18日	木	0	▲ 17	<p>◎告示日</p> <p>【委員会告示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投票期日（法33⑤） ・繰上投票区及び投票期日（法56、令46①） ・投票用紙の様式及び規格 ・選挙長及び同職務代理者の選任（法75、令80、81） ・選挙会を行う場所及び日時（法78） ・選挙公報掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時（法169⑥） ・政見放送順序を定めるくじを行う場所及び日時（実施規程14①） ・選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の額及び報酬の額（法197の2①、②、令129） ・選挙人名簿登録者数の50分の1及び3分の1の数ほか（地自法74ほか） ・選挙運動費用支出制限額（法194①、196） <p>【選挙長告示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選挙長の執務場所（県規3②） ・選挙立会人のくじを行う場所及び日時（法76、62⑥） ・候補者届出書の受理（法86の4①） ※ 以下、「立候補届出」と表記 <p>【立候補届出受理等関係事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立候補届出受理（8:30～17:00）（法86の4①、②） ・立候補届出受理の際、違反文書にかかる撤去指導文書の交付 ・立候補届出受理の報告（法86の4①） ・立候補届出受理の通知（令92⑩、①） ・照会 ・速報（市町、地方書記室、県政記者クラブ） ・公営物資（法141⑤、県規8ほか）、 証明書等（法149④、規則20①ほか）の交付 ・選挙公報原稿の印刷所持込み（当日分） ・選挙事務所の設置・異動届の受付開始（法130②、令108） ・出納責任者の選任・異動届の受付開始（法180③、182） ・選挙運動事務員等届出書の受付開始（法197の2⑤、令129⑧） ・選挙立会人届出の受付開始（選挙期日前3日まで）（法76、62①） ・選挙公報掲載申請の期限（翌日17時）（法168①） ・選挙公営にかかる契約締結の届出等の受付開始（法141⑧、県規17ほか） ・政見放送申込みの期限（法150③、実施規程5④） ・政見放送及び経歴放送順序を定めるくじの実施（実施規程14①） ・政見放送の日時の通知（実施規程14③） ・立候補辞退届出の期限（17時）（法86の4⑩） ・県選管ホームページに候補者の情報掲載 ・点字の候補者名簿の発注 ・「選挙のお知らせ（点字・音声版）」の発注（要事前打合わせ） <p>【確認団体関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確認団体の通知受理（法201の9③） - 市町、地方書記室通知 ・政談演説会開催申出受付開始（法201の11②、令129の5） ・政治活動用ポスター証紙交付申請受付、交付開始（法201の9、201の11④） ・政談演説会開催周知用立札等の表示交付開始（法201の11⑧、県規74） ・政治活動用ビラの届出受付開始（法201の9①） ・機関紙誌の届出受付開始（法201の15①） 	<p>新庁舎会議室</p> <p>10:30頃</p> <p>17:30</p> <p>未定 未定</p>

平成30年2月4日執行予定 長崎県知事選挙 事務日程

県の事務

月日	曜日	告示日	投票日	処理事項	備考
1月19日	金	1	▲ 16	・選挙公報掲載申請の期限(17時)(法168①) ・選挙公報掲載順序を定めるくじの実施(法169⑥) ・選挙公報作成、検査(19:30~21:00)	17:10
1月20日	土	2	▲ 15	選挙公報印刷(8:00~17:00)	
1月21日	日	3	▲ 14	選挙公報の市町等への発送(~1月22日) 松浦市長/市議会議員一般選挙・投開票日	
1月22日	月	4	▲ 13	□期日前投票者数速報受理(1回目)(~10:00) 点字候補者等名簿等の市町等への発送開始	12:00 記者発表
1月24日	水	6	▲ 11	選挙のお知らせの市町等への発送開始	
1月26日	金	8	▲ 9	◎【県議】告示日	
1月27日	土	9	▲ 8	街頭啓発(長崎市内実施分)(14:00~15:00)	
1月29日	月	11	▲ 6	□期日前投票者数速報受理(2回目)(~10:00) 街頭啓発(鉄橋等)(~2月3日)	12:00 記者発表
1月31日	水	13	▲ 4	選管職員等期日前投票	10:30~11:30
2月1日	木	14	▲ 3	補充立候補届出期限(法86の4⑥) 投開票速報リハーサル(18:00~) 選挙立会人届出期限(法76、62①) 選挙立会人のくじの実施、選任、通知(法76、62②)	
2月2日	金	15	▲ 2	選挙公報各世帯配布期限(法170①) 政見放送最終日(実施規程12②)	
2月3日	土	16	▲ 1	◎線上投票区投票日(法56) ・期日前投票及び不在者投票最終日 ・投開票速報等の準備完了 ・選挙運動最終日(法129) □期日前投票者数速報受理(3回目)(~10:00) □選挙当日有権者数速報受理 □線上投票区投票結果速報受理	12:00 記者発表 翌日10:00 記者発表 集計完了次第 記者発表
2月4日	日	17	0	◎選挙期日【投開票日】 ・選挙事務所廃止届の受付 □選挙当日有権者数記者発表(10:00) □期日前投票者数速報受理(最終)(~10:00) □推定投票率受理・記者発表(以下、同じ。) □投票結果速報・開票状況中間・結果速報	新庁舎会議室 12:00 記者発表
2月5日	月	18	1	・投開票速報会場の撤収 ・投開票結果の文書検収(法66③、令74、要領) ・【県議】当選人の決定報告(法101の3①) ・当選証書の作成	新庁舎会議室 新庁舎会議室
2月6日	火	19	2	・投開票結果の文書検収(法66③、令74、要領)・集約 ・選挙会(法80)(18:30~18:40) ・【知事】選挙管理委員会あての当選人の決定報告の作成(法101の3①)	新庁舎会議室 新庁舎会議室
2月7日	水	20	3	・第2回選挙管理委員会(10:00~) ・当選の告知(法101の3②) ・当選証書付与式(法105①)(11:00~)※引き続き県議 ・当選人の住所及び氏名の告示(法101の3②) ・当選人に関する報告(総務大臣あて)(法108①)	選挙管理委員室 特別応接室 特別応接室
2月19日	月	32	15	・選挙運動用収支報告書(第1回目)提出期限(法189①) ・選挙の効力に関する異議の申出期限(法202①)	
2月21日	水	34	17	・当選の効力に関する異議の申出期限(法206①)	
2月22日	木	35	18	・供託証明書返還開始(争訟提起がない場合)(法93、令93)	

2 知事選挙 執行日程（市町）

平成30年2月4日執行予定 長崎県知事選挙 事務日程

市町の事務

月日	曜日	告示日	投票日	処理事項	備考
	各種準備			<p>※ 選挙期日の告示前に準備・処理する主な事務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 開票区の分割協議（法18②） 2. 投票区の見直し（投票区の告示）（法17②、③） 3. 執行計画、事務分担、事務従事者の選任・委嘱、選挙関係物資の整備 4. ポスター掲示場 <ul style="list-style-type: none"> ・減少協議（法144の2②） ・掲示場設置場所の選定（法144の2、令111） ・掲示場設置図面の作成（令111の2、要領） ・掲示場の設置（告示日前2日まで）（法144の2、県規28） ・掲示場設置場所の告示（設置後直ちに）（法144の2④） ・立候補予定者等へのポスター掲示場設置図面の交付 （告示日前5日以降、希望者のみ候補者ごとに2部以内）（令111の2、要領） 5. 個人演説会（公営施設使用） <ul style="list-style-type: none"> ・施設の指定、施設管理者に対する費用額の承認（法161③、令121） ・指定施設の県委員会への報告（法161③） ・公営施設管理者からの行事等使用予定表等徴収、使用予定表の作成（令118） ・施設利用に関する定め承認、会場使用料の公表（令119②、121） 6. 選挙人名簿 <ul style="list-style-type: none"> ・登録の移替えを行わない期間の決定・広報（告示）（令17ただし書き） （登録の移替えの留保可能期間（12月31日～選挙期日）） ・選挙人名簿の登録予定者の調査（法21⑤） ・選挙人名簿の整理及び抄本の作成（法19④、27） 7. 投票管理 <ul style="list-style-type: none"> ・投票期日の繰上げ内申（該当市町）（法56、令46） ・投票時刻の繰上げ・繰下げの届出（該当市町）（法40①ただし書き） ・投票管理者、同職務代理者の選任（内定）（法37、令24） ・投票立会人の選任（内定）（法38、令27） ・投票所の設置場所の決定（法39） ・不在者投票にかかる指定投票区等の決定（法37⑦） ・各投票所の設備の決定、備品等の調達及び配送計画作成 ・候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時決定（法175③、県規53③） ・投票所入場券の作成（準備）（令31） ・転出（予定）者に対する案内通知の作成（準備） 8. 期日前投票管理 <ul style="list-style-type: none"> ・期日前投票所の設置数、設置場所、設置期間等の決定 ・投票箱、投票録、封印された鍵、選挙人名簿抄本の保管・管理方法の決定 ・投票管理者、同職務代理者、投票立会人の選任（内定）及び内定者等への事務手続き（通知） ・詐偽投票防止対策、投票録作成方法、鍵の封印などについて説明 ・投票箱、投票録、宣誓書記載台、投票記載台などの準備 ・複数の投票所を設ける場合の投票済み情報の伝達方法の検討 9. 不在者投票 <ul style="list-style-type: none"> ・不在者投票指定施設の県選管への指定依頼（該当市町）（令55②） ・不在者投票用紙等の交付場所の決定（令53、54） 	

平成30年2月4日執行予定 長崎県知事選挙 事務日程

市町の事務

月日	曜日	告示日	投票日	処理事項	備考
				※ 選挙期日の告示前に準備・処理する主な事務 ・不在者投票記載場所の決定（令56、57） ・投票管理者（市町選管委員長）の事務補助執行者の決定、事務分担の作成 ・不在者投票用紙等の告示日前郵送日の決定（令53） （告示日前1日以降とする。ただし、特定国外派遣隊員の不在者投票は告示日前2日（1月16日）以降） ・不在者投票請求の受理（令50①、④）	
	各種準備			10. 開票管理 ・開票管理者、同職務代理者の選任（内定）（法61、令67） ・開票所・開票場所・開票開始時刻の決定（法63、64） ・開票立会人のくじを行う場所及び日時決定（法62②） （選挙期日前3日（2月1日）17時以降） 11. 選挙公報 ・配布計画の作成等（法170①、②）	
12月1日	金	▲ 48	▲ 65	・選挙人名簿登録（12月定時登録）（県への報告期限：12月4日 11時）	
12月12日	火	▲ 37	▲ 54	市町選挙管理委員会委員長・書記長会議（13:30～16:00）	長崎県総合福祉センター
12月14日	木	▲ 35	▲ 52	立候補予定者・政党等説明会（13:30～16:30）（市町の出席は不要）	市町村会館
12月25日	月	▲ 24	▲ 41	・投票用紙等の受領完了	
1月14日	日	▲ 4	▲ 21	松浦市長／市議会議員一般選挙・告示日	
1月16日	火	▲ 2	▲ 19	・ポスター掲示場の設置期限（要領） ○ポスター掲示場設置場所の告示（設置後直ちに）（法144の2①、④） ・特定国外派遣隊員の不在者投票投票用紙等の発送開始（令59の5の4⑦）	
1月17日	水	▲ 1	▲ 18	【選挙人名簿登録基準日・登録日】（法22③） □選挙人名簿登録者数の県選管への報告（～11:00）（令22①、要領） ○選挙人名簿登録抹消（随時）（法28） ○選挙人名簿登録者数の50分の1及び3分の1の数の告示（地自法74ほか） ・不在者投票投票用紙等の発送開始（令53①）	
1月18日	木	0	▲ 17	◎告示日【諸告示の執行等】 ○投票所の告示（法41①） ○投票管理者、同職務代理者の住所及び氏名の告示、選任通知（法37②、令24①、25） ○投票所（期日前投票所及び不在者投票記載場所含む。）における候補者氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時の告示（法175③、⑤、県規53③） ○期日前投票所の告示（法48の2、41①） ○期日前投票所の投票管理者、同職務代理者の住所及び氏名等の告示、選任通知（令49の7、25、27） ○不在者投票用紙等の交付場所の告示 ○開票管理者、同職務代理者の住所及び氏名の告示、選任通知（法61②、令68） ○開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時の告示（法62⑥） ○開票の場所及び日時の告示（法64） ・投票立会人の選任及び通知（本人及び投票管理者）（法38①、令27） ・期日前投票所の投票立会人選任及び通知（本人及び投票管理者）（法48の2、38①、令49の7、27） ・投票所入場券の交付開始（令31） ・候補者氏名等の通知受理（令92⑩、①） 及び候補者氏名等の投票管理者、開票管理者への通知（令92⑩、②）	

平成30年2月4日執行予定 長崎県知事選挙 事務日程

市町の事務

月日	曜日	告示日	投票日	処理事項	備考
				※ 選挙期日の告示前に準備・処理する主な事務 ・ 諸届受理 選挙事務所設置届の受付開始（法130②、令108） 開票立会人届出の受付開始（選挙期日前3日まで）（法62、令69） 公営施設使用の個人演説会開催中出書の受付開始（法163、令112①） ・ 選挙人名簿（選挙時登録）の閲覧（告示日のみ）（法28の2、24） ・ 投票所（期日前投票所及び不在者投票記載場所含む。）における候補者氏名等の掲載順序を定めるくじの実施（法175③、⑤） ・ 投票所（期日前投票所及び不在者投票記載場所含む。）に掲示する候補者氏名等掲示の作成（法175⑤） ・ 期日前投票所及び不在者投票所の準備完了 【不在者投票にかかる指定投票区等を定めた市町】（法37⑦）	17:00以降
1月18日	木	0	▲ 17	○ 指定投票区及び指定関係投票区の告示（あらかじめ）（令26②） ・ 指定投票区及び指定関係投票区の県選管への報告（あらかじめ）（令26②） 【投票期日の繰上げ・投票所開閉時刻の特例該当市町】 ・ 繰上投票期日の県選管からの通知受理（あらかじめ）（令46①）及び投票管理者、開票管理者への通知（令46②） ○ 投票所開閉時刻の繰上げ（繰下げ）の告示（法40②） ・ 投票管理者への通知（法40②） ・ 県選管への届出（あらかじめ）（法40②） 【期日前投票所開閉時刻の特例該当市町】 ○ 期日前投票所開閉時刻の繰上げ（繰下げ）の告示（法48の2、40②）及び投票管理者への通知（法48の2、40②）	
1月19日	金	1	▲ 16	・ 期日前投票所及び不在者投票記載場所における候補者氏名等の掲示開始（法175②） ・ 期日前投票の開始（法48の2①） ・ 不在者投票の開始（法49）	
1月20日	土	2	▲ 15	・ 公営施設使用の個人演説会等の開催開始（法161）	
1月21日	日	3	▲ 14	・ 選挙公報の受領（～1月22日）（法170①ほか） 松浦市長／市議会議員一般選挙・投票日	
1月22日	月	4	▲ 13	□ 期日前投票者数速報（1回目）（～10:00）	
1月26日	金	8	▲ 9	・ 点字候補者等名簿等の受領完了	
1月29日	月	11	▲ 6	□ 期日前投票者数速報（2回目）（～10:00）	
1月30日	火	12	▲ 5	○ 投票所の告示期限（法41①）	
1月31日	水	13	▲ 4	・ 郵便等不在者投票にかかる投票用紙等の請求期限（17時まで）（法49、令59の4①）	
2月1日	木	14	▲ 3	（・ 投票立会人の選任、通知期限（法38①、令27）） ・ 特定国外派遣組織の不在者投票にかかる投票用紙等の請求期限（17時まで）（法49、令59の5の4⑤） 【開票立会人届出期限】 ・ 開票立会人のくじの実施（法62②、④） ・ 3人に満たない場合の選任、本人への通知（法62⑧） ・ 開票立会人にかかる開票管理者への通知（令70の2②） 【▲ 補充立候補届出期限】（17時まで）（法86の4⑧） ・ （補充立候補があった場合）選挙当日の投票記載所に掲示する候補者氏名等の掲載順序を定めるくじを改めて実施（法175③ただし書き）	17:00以降 17:00以降
2月2日	金	15	▲ 2	・ 選挙公報の各世帯配布期限（法170①）	

平成30年2月4日執行予定 長崎県知事選挙 事務日程

市町の事務

月日	曜日	告示日	投票日	処理事項	備考
				※ 選挙期日の告示前に準備・処理する主な事務	
2月3日	土	16	▲ 1	◎線上投票区投票日（法56） □期日前投票者数速報（3回目）（～10:00） ・期日前投票及び不在者投票最終日（法48の2ほか） ・選挙人名簿抄本の投票管理者への送付（令28） ・投票所入場券交付完了（令31） ・投票所、開票所の準備完了 □選挙当日有権者数速報（～22:00） □線上投票区投票結果速報	
2月4日	日	17	0	◎選挙期日 ・投票所から300m以内の選挙事務所の閉鎖（法132、134） 及び選挙事務所異動届（廃止用）の受付 ・投票所内の氏名掲示等その他投票所内設備等の確認（法175①） ・不在者投票及び不在者投票調書の送致（令60②、61②） □期日前投票者数速報（最終）（～10:00） □投開票結果等速報	
2月5日	月	18	1	・投開票結果の文書検収（法66③、令74、要領）	
2月6日	火	19	2	・投開票結果の文書検収（法66③、令74、要領）	
				・選挙結果報告等（要領） ・執行経費等の報告、受入等	

平成30年2月4日執行予定 長崎県議会議員補欠選挙 事務日程

月日	曜日	告示日	投票日	県選挙管理委員会事務日程 (★選挙長・(臨時)地方書記室を含む。)	備考	市町選挙管理委員会事務日程	備考
				<p>※ 選挙期日の告示前に準備・処理する主な事務</p> <p>★選挙長及び選挙会関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選挙長、同職務代理者の選任(内定) ・選挙長の事務を行う場所の決定 ・選挙会の場所、開始時刻の決定 ・選挙立会人のくじを行う場所及び日時の決定 (選挙期日前3日(2月1日)17時以降) 		<p>※ 選挙期日の告示前に準備・処理する主な事務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 開票区の分割協議(法18②) 2. 投票区の見直し(投票区の告示)(法17②、③) 3. 執行計画、事務分担、事務従事者の選任・委嘱、選挙関係物資の整備 4. ポスター掲示場 <ul style="list-style-type: none"> ・減少協議(法144の2②) ・掲示場設置場所の選定(法144の2、令111) ・掲示場設置図面の作成(令111の2、要領) ・掲示場の設置(告示日前2日まで)(法144の2、県規28) ・掲示場設置場所の告示(設置後直ちに)(法144の2④) ・立候補予定者等へのポスター掲示場設置図面の交付 (告示日前5日以降、希望者のみ候補者ごとに2部以内)(令111の2、要領) 5. 個人演説会(公営施設使用) <ul style="list-style-type: none"> ・施設の指定、施設管理者に対する費用額の承認(法161③、令121) ・指定施設の県委員会への報告(法161③) ・公営施設管理者からの行事等使用予定表等徴収、使用予定表の作成(令118) ・施設利用に関する定め承認、会場使用料の公表(令119②、121) 6. 選挙人名簿 <ul style="list-style-type: none"> ・登録の移替えを行わない期間の決定・広報(告示)(令17ただし書き) (登録の移替えの留保可能期間(選挙事由発生の日 1/18～選挙期日)) ← (知事12/31) ・選挙人名簿の登録予定者の調査(法21⑤) ・選挙人名簿の整理及び抄本の作成(法19④、27) 7. 投票管理 <ul style="list-style-type: none"> ・投票期日の繰上げ内申(法56、令46) ・投票時刻の繰上げ・繰下げの届出(法40①ただし書き) ・投票管理者、同職務代理者の選任(内定)(法37、令24) ・投票立会人の選任(内定)(法38、令27) ・投票所の設置場所の決定(法39) ・不在者投票にかかる指定投票区等の決定(法37⑦) ・各投票所の設備の決定、備品等の調達及び配送計画作成 ・候補者氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時の決定(法175③、県規53③) ・投票所入場券の作成(準備)(令31) 8. 期日前投票管理 <ul style="list-style-type: none"> ・期日前投票所の設置数、設置場所、設置期間等の決定 ・投票箱、投票録、封印された鍵、選挙人名簿抄本の保管・管理方法の決定 ・投票管理者、同職務代理者、投票立会人の選任(内定)及び内定者等への事務手続き(通知) 	

各種準備

平成30年2月4日執行予定 長崎県議会議員補欠選挙 事務日程

月日	曜日	告示日	投票日	県選挙管理委員会事務日程 (★選挙長・(臨時)地方書記室を含む。)	備考	市町選挙管理委員会事務日程	備考
				※ 選挙期日の告示前に準備・処理する主な事務		※ 選挙期日の告示前に準備・処理する主な事務 ・ 詐偽投票防止対策、投票録作成方法、鍵の封印などについて説明 ・ 投票箱、投票録、宣誓書記載台、投票記載台などの準備 ・ 複数の投票所を設ける場合の投票済み情報の伝達方法の検討	
				各種準備		9. 不在者投票 ・ 不在者投票指定施設の県選管への指定依頼 (令55②) ・ 不在者投票用紙等の交付場所の決定 (令53、54) ・ 不在者投票記載場所の決定 (令56、57) ・ 投票管理者 (市町選管委員長) の事務補助執行者の決定、事務分担の作成 ・ 不在者投票用紙等の告示日前郵送日の決定 (令53) (告示日前1日以降とする。ただし、特定国外派遣隊員の不在者投票は告示日前10日(1月16日)以降) ・ 不在者投票請求の受理 (令50①、④) 10. 開票管理 (左記「★選挙長及び選挙会関係」のとおり) 11. 選挙公報 ・ 配布計画の作成等 (選挙公報条例5)	
11月2日	木	▲ 85	▲ 94	選挙管理委員会 (13:15~14:15) ・ 選挙期日の決定 (関係機関への通知・報告・発表)	選挙管理委員会		
11月24日	金	▲ 63	▲ 72	・ 大村市との選挙長事務打合わせ (13:30~16:00)	大村市役所	・ 県選管との打合せ (13:30~16:30) 【大村市】	大村市役所
12月12日	火	▲ 45	▲ 54	市町選挙管理委員会委員長・書記長会議 (13:30~16:00)	長崎県総合福祉センター	市町選挙管理委員会委員長・書記長会議 (13:30~16:00)	長崎県総合福祉センター
12月18日	月	▲ 39	▲ 48	立候補予定者・政党等説明会 (13:30~16:30)	市町村会館		
12月22日	金	▲ 35	▲ 44	・ 投票用紙の原版作成・点検 (13:30~15:00) ・ 公営物資の検品/ポスター証紙の枚数確認 (15:00~16:00) ・ 公営物資等の箱詰め (16:00~16:30)	未定 第3別館1階小会議室 第3別館1階小会議室		
12月23日	土	▲ 34	▲ 43	・ 投票用紙の印刷 (9:00~17:00)	未定		
12月24日	日	▲ 33	▲ 42	・ 投票用紙の裁断・投票用紙の点字表示刻印・搬入・梱包 (9:00~20:00)	未定、中庭会議室		
12月25日	月	▲ 32	▲ 41	・ 投票用紙等・公営物資等の発送 (6:30~7:30)	中庭会議室	・ 投票用紙等の受領	
1月12日	金	▲ 14	▲ 23	・ 立候補届出書類の事前審査開始 (~1月16日(火))			
1月16日	火	▲ 10	▲ 19			・ 特定国外派遣隊員の不在者投票投票用紙等の発送開始 (令59の5の4㉗)	
1月18日	木	▲ 8	▲ 17	○選挙事由の発生 ・ 政治活動用ポスターの制限、寄附禁止の強化にかかる通知			

平成30年2月4日執行予定 長崎県議会議員補欠選挙 事務日程

月日	曜日	告示日	投票日	県選挙管理委員会事務日程 (★選挙長・(臨時)地方書記室を含む。)	備考	市町選挙管理委員会事務日程	備考
				※ 選挙期日の告示前に準備・処理する主な事務		※ 選挙期日の告示前に準備・処理する主な事務	
1月24日	水	▲ 2	▲ 11			・ポスター掲示場の設置期限(要領) ○ポスター掲示場設置場所の告示(設置後直ちに)(法144の2①、④)	
1月25日	木	▲ 1	▲ 10	【選挙人名簿登録基準日・登録日】(法22②) ★・立候補届出リハーサル(適宜) □選挙人名簿登録者数速報受理(法22②、地自法第74⑤)	立候補届出会場 15:00 記者発表	【選挙人名簿登録基準日・登録日】(法22③) □選挙人名簿登録者数の県選管への報告(~11:00)(令22①、要領) ○選挙人名簿登録抹消の告示(随時)(法28) ○選挙人名簿登録者数の50分の1及び3分の1の数の告示(地自法74ほか) ・不在者投票投票用紙等の発送開始(令53①)	
1月26日	金	○	▲ 9	◎告示日 【委員会告示】 ○選挙期日等(法34①、⑥) ○投票用紙の様式及び規格(法45②) ○選挙長、同職務代理者の選任(法75、令80、81) ○開票事務と選挙会事務との合同(法79①、②)		◎告示日【諸告示の執行等】 ○投票所の告示(法41①)(時刻特例の告示を含む。) ○投票管理者、同職務代理者の住所及び氏名の告示、選任通知(法37②、令24①、25) ○投票所(期日前投票所及び不在者投票記載場所含む。)における候補者氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時 (法175③、⑤、県規53③)	
1月26日	金	○	▲ 9	○選挙会を行う場所及び日時(法77、78) ○繰上投票区及び投票期日(法56、令46①) ○選挙公報掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時(選挙公報条例4) ○選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の額及び報酬の額(法197の2①、②、令129) ○選挙人名簿登録者数の50分の1及び3分の1の数のほか(地自法74ほか) ○選挙運動費用支出制限額(法194①、196) 【選挙長告示】(県・市双方で貼出し告示) ★○選挙長の執務場所(県規3②) ★○選挙立会人のくじを行う場所及び日時(法76、62⑥) ★○候補者届出書の受理(法86の4⑩) ※以下、「立候補届出」と表記 ★○無投票(法100⑤)(無投票の場合) ★○立候補辞退(死亡)、却下(法86の4、令92) 【立候補届出受理等関係事務】 ★立候補届出受理(8:30~17:00)(法86の4①、②) ★立候補届出受理の際、違反文書の撤去指導文書を交付 ★立候補届出受理の報告(法86の4⑩) ★立候補届出受理の通知(令92⑩、①) ★照会 ★口速報 ★無投票の報告、通知(法100⑤、令48の2)(無投票の場合) ★立候補辞退、却下の報告、通知(法86の4、令92) ★公営物資(法141⑤、県規8ほか)、 証明書等(法149④、県規34①ほか)の交付 ★選挙事務所の設置、異動届の受付開始(法130②、令108)	立候補届出会場	○期日前投票所の告示(令49の7、令25) ○期日前投票所の投票管理者、同職務代理者の住所及び氏名等の告示、選任通知(令49の7、25、27) ○不在者投票用紙等の交付場所の告示 ○不在者投票記載場所の告示 ・投票立会人の選任及び通知(本人及び投票管理者)(法38①、令27) ・期日前投票所の投票立会人選任及び通知(本人及び投票管理者)(法48の2、38①、令49の7、27) ・投票所入場券の交付開始(令31) ・候補者氏名等の通知受理(令92⑩、①)及び候補者氏名等の投票管理者、開票管理者への通知(令92⑩、②) ・選挙人名簿(選挙時登録)の閲覧(告示日のみ)(法28の2、24) ・投票所(期日前投票所及び不在者投票記載場所含む。)における候補者氏名等の掲載順序を定めるくじの実施(法175③、⑤、県規53) ・諸届受理 選挙事務所設置届の受付開始(法130②、令108) 公営施設使用の個人演説会開催届の受付開始(法163、令112①) ・期日前投票所及び不在者投票所の準備完了 【不在者投票にかかる指定投票区等】(法37⑦) ○指定投票区及び指定関係投票区の告示(あらかじめ)(令26②) ・指定投票区及び指定関係投票区の県選管への報告(あらかじめ)(令26②) 【投票期日の繰上げ・投票所開閉時刻の特例】 ・繰上投票期日の県選管からの通知受理(あらかじめ)(令46①)及び投票管理者、開票管理者への通知(令46②)	

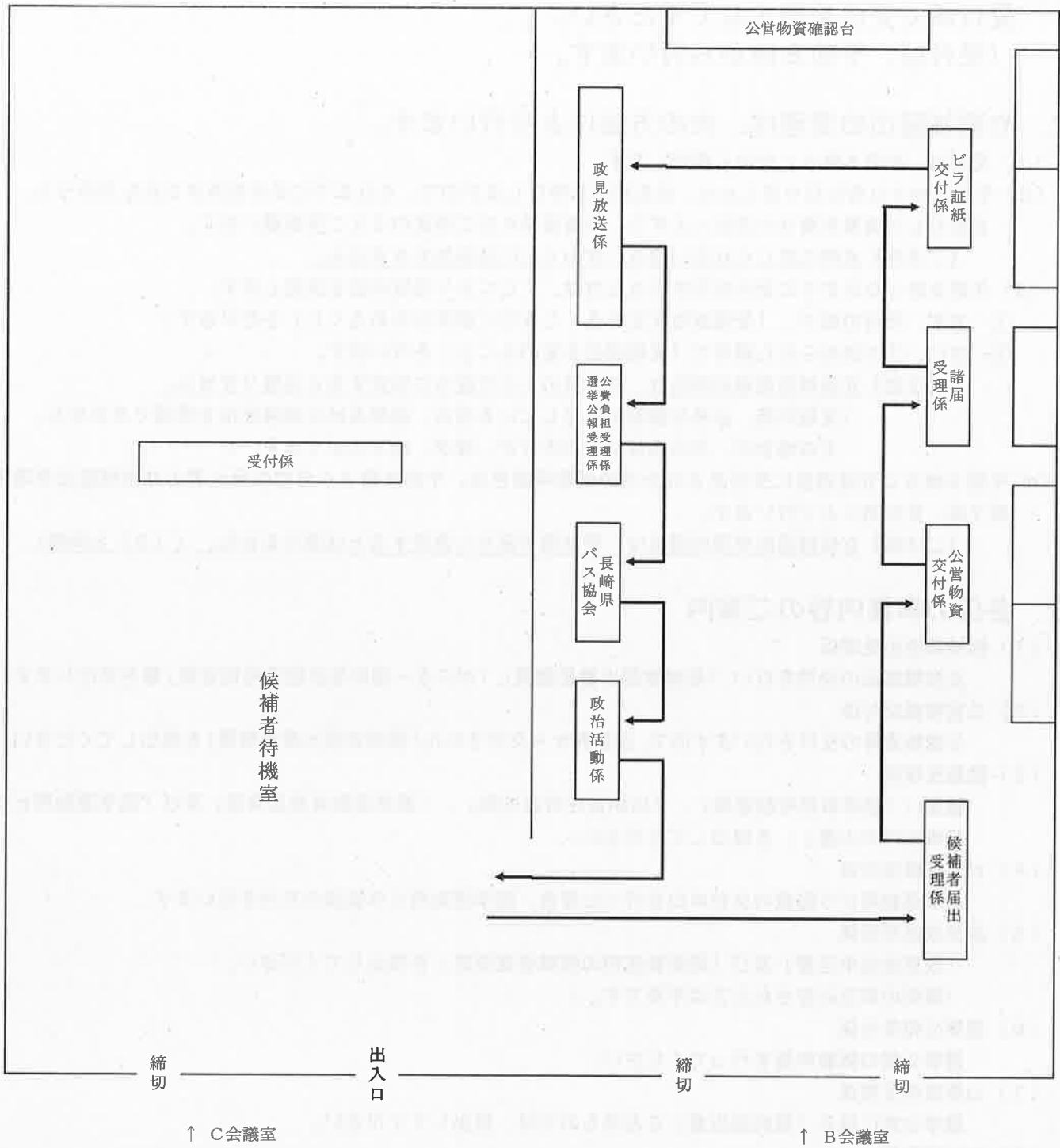
平成30年2月4日執行予定 長崎県議会議員補欠選挙 事務日程

月日	曜日	告示日	投票日	県選挙管理委員会事務日程 (★選挙長・(臨時)地方書記室を含む。)	備考	市町選挙管理委員会事務日程	備考
				※ 選挙期日の告示前に準備・処理する主な事務 ★出納責任者の選任、異動届の受付開始 (法180③、182) ★選挙運動事務員等届出書の受付開始 (法197の2⑤、令129⑧) ★選挙立会人届出の受付開始 (選挙期日前3日まで) (法76、62①) ★選挙公報掲載申請の期限 (17時) (選挙公報条例3) ・選挙公報原稿の印刷所持込み・原版作成・検査 (19:30~21:00) ・選挙公営にかかる契約締結の届出等の受付開始 (法141⑧、県規17ほか) ★立候補辞退届出の期限 (17時) (法86の4⑩) ★選挙公報掲載順序を定めるくじの実施 (選挙公報条例4②) ・県選管ホームページに候補者の情報掲載 ・点字の候補者名簿の発注 【確認団体関係】 ・確認団体確認申請の受付、確認書の交付、市への通知 (法201の8②) ・政談演説会開催申出の受付開始 (法201の8①Ⅰ、201の11②、令129の5②) ・政治活動用自動車表示板の交付開始 (法201の8①Ⅲ、201の11③) ・政治活動用ポスター証紙交付申出の受付、交付開始 (法201の8①Ⅳ、201の11④)	未定	※ 選挙期日の告示前に準備・処理する主な事務 ○投票所開閉時刻の繰上げ(繰下げ)の告示 (法40②) ・投票管理者への通知 (法40②) ・県選管への届出 (あらかじめ) (法40②) 【期日前投票所開閉時刻の特例】 ○期日前投票所開閉時刻の繰上げ(繰下げ)の告示 (法48の2③、40②) 及び投票管理者への通知 (法48の2、40②) ・無投票の通知受理 (法100) (無投票の場合)	
1月26日	金	0	▲ 9	・政治活動用立札等の表示交付申請の受付、交付開始 (法201の8①Ⅴ、201の11⑧、県規74) ・政治活動用ビラ頒布届の受付開始 (法201の8①Ⅵ) ・機関紙誌届出の受付開始 (法201の15①、県規76) ・選挙公報の印刷 (大村市選挙区分) (選挙公報条例2)	未定		
1月27日	土	1	▲ 8	・選挙公報の発送		・期日前投票所及び不在者投票記載場所における候補者氏名等の掲示開始 (法175②) ・期日前投票の開始 (法48の2①) ・不在者投票の開始 (法49) ・選挙公報の受領 (選挙公報条例5)	
1月28日	日	2	▲ 7			・公営施設使用の個人演説会等の開催開始 (法161)	
1月29日	月	3	▲ 6	□期日前投票者数速報受理 (1回目) (~10:00) ・点字候補者等名簿の市町への搬入 (9:30~10:00)	12:00 記者発表	□期日前投票者数速報 (1回目) (~10:00)	
1月30日	火	4	▲ 5			・点字候補者等名簿の受領 (10時頃) ○投票所の告示期限 (法41①)	
1月31日	水	5	▲ 4			・郵便等不在者投票にかかる投票用紙等請求期限 (17時まで) (法49、令59の4①)	
2月1日	木	6	▲ 3	★選挙立会人届出期限 (法76、62①) ★補充立候補届出期限 (法86の4⑤) ★選挙立会人のくじの実施 (法76、62②) ★選挙立会人の選任、通知 (法76、62⑧) ★選挙立会人が3人に満たない場合の選任、本人への通知 (法76、62⑧)	17:00以降	・投票立会人の選任、通知期限 (法38①、令27) ・(補充立候補があった場合) 選挙当日の投票記載所に掲示する候補者氏名等の掲載順序を定めるくじを改めて実施 (法175③ただし書き) 【▲補充立候補届出期限】 (17時まで) (法86の4⑤) ・(補充立候補があった場合) 選挙当日の投票記載所に掲示する候補者氏名等の掲載順序を定めるくじを改めて実施 (法175③ただし書き) ・特定国外派遣組織の不在者投票にかかる投票用紙等請求期限 (17時まで) (法49、令59の5の4⑤)	17:00以降

平成30年2月4日執行予定 長崎県議会議員補欠選挙 事務日程

月日	曜日	告示日	投票日	県選挙管理委員会事務日程 (★選挙長・(臨時)地方書記室を含む。)	備考	市町選挙管理委員会事務日程	備考
				※ 選挙期日の告示前に準備・処理する主な事務		※ 選挙期日の告示前に準備・処理する主な事務	
2月3日	土	8	▲ 1	◎線上投票区投票日(法56) ・期日前投票及び不在者投票最終日 ・投開票速報等の準備完了 ・選挙運動最終日(法129) <input type="checkbox"/> 期日前投票者数速報受理(2回目)(~10:00) <input type="checkbox"/> 選挙当日有権者数速報受理 <input type="checkbox"/> 線上投票区投票結果速報受理	12:00 記者発表 翌日10:00 記者発表 集計完了次第 記者発表	◎線上投票区投票日(法56) ・選挙公報の各世帯配布期限(選挙公報条例5①) <input type="checkbox"/> 期日前投票者数速報(2回目)(~10:00) ・期日前投票及び不在者投票最終日(法48の2ほか) ・選挙人名簿抄本の投票管理者への送付(令28) ・投票所入場券交付完了(令31) ・投票所、開票所の準備完了 <input type="checkbox"/> 選挙当日有権者数速報(~22:00) <input type="checkbox"/> 線上投票区投票結果速報	
2月4日	日	9	0	◎選挙期日【投票日】(★選挙会) ★・選挙事務所異動届(廃止用)の受付 <input type="checkbox"/> 選挙当日有権者数記者発表(10:00) <input type="checkbox"/> 期日前投票者数速報受理(最終)(~10:00) <input type="checkbox"/> 推定投票率受理・記者発表(以下、同じ。) <input type="checkbox"/> 投票結果速報・開票状況中間・結果速報	新庁舎会議室 12:00 記者発表	◎選挙期日【投票日】 ・投票所から300m以内の選挙事務所の閉鎖(法132、134)及び選挙事務所廃止届の受付 ・投票所内の候補者氏名等の掲示その他投票所内設備等の確認(法175①) ・不在者投票及び不在者投票調書の送致(令60②、61②) <input type="checkbox"/> 期日前投票者数速報(最終)(~10:00) <input type="checkbox"/> 投開票結果等速報	
2月5日	月	10	1	★選挙会(無投票の場合)			
2月6日	火	11	2	★当選人の決定報告(選挙長→県選管)(全選挙区) (法101の3①、要領)(文書検収を兼ねる。)	新庁舎会議室		
2月7日	水	12	3	第2回選挙管理委員会 ・当選の告知(法101の3②) ・当選証書付与式(法105①) ・当選人の住所及び氏名の告示(法101の3②) ・当選等に関する報告(知事あて)(法108①Ⅱ)	選挙管理委員会 特別応接室 特別応接室		
2月19日	月	24	15	・選挙運動用収支報告書(第1回目)提出期限(法189①) ・選挙の効力に関する異議の申出期限(法202①)			
2月21日	水	26	17	・当選の効力に関する異議の申出期限(法206①)			
2月22日	木	27	18	★供託証明書返還開始(争訟提起がない場合)(法93、令93)			
						・選挙結果報告等(要領) ・執行経費等の報告、受入等	

4 立候補届出受理会場図



候補者の皆様へ

1. 受付係で受付を済ませてください。

(受付は、午前8時から行います。)

2. 立候補届出の受理は、次の方法により行います。

(1) 受理は、午前8時30分から開始します。

(2) 午前8時30分になりましたら、お名前をお呼びしますので、それまでに受付を済まされた方のうち、お配りした胸章を着けた方お一人ずつ、到着番号札をご用意のうえご参集願います。

【ご注意】点呼に応じられない場合、次のくじには参加できません。

(3) 午前8時30分までに受付を済まされた方は、くじにより受理順位を決定します。

① まず、受付の順で、「受理順位を定めるくじを引く順序を決めるくじ」を行います。

② 次に、①で決められた順序で「受理順位を定めるくじ」を行います。

【ご注意】立候補届受理の順位は、2回目のくじで直ちに決定するとは限りません。

(受理の際、必要な書類が不足している場合、選挙長は立候補届出を受理できません。

その場合は、次の順位以下の方々が、順次、繰り上がります。)

(4) 午前8時30分経過後に受付をされた方の受理手続きは、午前8時30分前の受付者の立候補届出受理の終了後、受付順により行います。

【ご注意】立候補届出受理の順位は、受付順で直ちに決定するとは限りません。((3) と同様)

3. 各系の事務内容のご案内

(1) 候補者届出受理係

立候補届出の受理を行い、「候補者届出書受理票」、「ポスター掲示場区画番号指定票」等を交付します。

(2) 公営物資交付係

公営物資等の交付を行いますので、選挙長から交付された「候補者届出書受理票」を提出してください。

(3) 諸届受理係

諸届(「選挙事務所設置届」、「出納責任者選任届」、「選挙運動事務員等届」及び「選挙運動用ビラ証紙交付申出書」)を提出してください。

(4) ビラ証紙交付係

選挙運動用ビラ証紙の交付申出を行った場合、選挙運動用ビラ証紙の交付を行います。

(5) 政見放送受理係

「政見放送申込書」及び「経歴放送用の候補者経歴書」を提出してください。

(事前の申込みをされた方は不要です。)

(6) 選挙公報受付係

選挙公報の掲載申請を行ってください。

(7) 公費負担受理係

選挙公営に係る「契約届出書」をお持ちの方は、提出してください。

(8) 政治活動係

確認団体に関する申請等の受付を行います。

4. 手続きの順序

裏面「立候補届出受理・公営物資交付等会場配置図」をご覧ください。

選挙公報の掲載順序を定めるくじの実施日時 平成30年1月19日(金)午後5時10分
選挙公報の掲載順序を定めるくじの実施場所 長崎県選挙管理委員会書記室

5 投開票等記者発表要領

長崎県知事選挙及び長崎県議会議員補欠選挙 記者発表要領

1 発表の種類及び内容等

発表の種類	発表時刻		発表の内容	発表様式
	月日	時間		
1 選挙人名簿登録者数 【知事】	1月17日（水） （告示日の前日）	集計完了次第 （15時頃）	市町別、男女別の選挙人名簿登録者総数及び前回の選挙人名簿登録者数	知発－1号 【メール】 【HP】
選挙人名簿登録者数 【県議】	1月25日（木） （告示日の前日）	集計完了次第 （15時頃）	市町別、男女別の選挙人名簿登録者総数及び前回（H23）の選挙人名簿登録者数	県議発－1号 【メール】 【HP】
2 立候補届出受理状況 【知事】	1月18日（木） （告示日）	10時15分 15時15分 17時10分	立候補者一覧表 （届出受理番号、受理時刻、届出の別、氏名、性別、1のウェブサイト等のアドレス、本籍、住所、生年月日、年齢、党派、職業、新現元の別）	知発－2号 【メール】
立候補届出受理状況 【県議】	1月26日（金） （告示日）	10時15分 15時15分 17時10分	立候補者一覧表 （届出受理番号、受理時刻、届出の別、氏名、性別、1のウェブサイト等のアドレス、本籍、住所、生年月日、年齢、党派、職業、新現元の別）	県議発－2号 【メール】
3 期日前投票者数 【第2回目】以降は 県議もあわせて発表	【第1回目】 1月22日（月） （選挙期日13日前）	12時	市町別に1月21日（日）現在の期日前投票者数及び投票率（対選挙人名簿登録者数比）	知発一期日前 県議発一期日前 【メール】 【HP】
	【第2回目】 1月29日（月） （選挙期日6日前）	12時	市町別に1月28日（日）現在の期日前投票者数及び投票率（対選挙人名簿登録者数比）	
	【第3回目】 2月3日（土） （選挙期日の前日）	12時	市町別に2月2日（金）現在の期日前投票者数及び投票率（対選挙人名簿登録者数比）	
	【最終】 2月4日（日） （選挙期日）	12時	市町別に期日前投票者総数（最終）及び投票率（対当日有権者数比）	
4 線上投票区投票結果 【知事】のみ	2月3日（土） （選挙期日の前日）	集計完了次第 （22時30分頃見込み）	線上投票区別、男女別の選挙当日有権者数、投票者数、投票率及び前回投票率	知発－3号 【メール】
5 選挙当日有権者数 【知事】 【県議】	2月4日（日） （選挙期日）	10時	市町別、男女別の選挙当日有権者数	知発－4号 県議発－3号 【メール】 【HP】
6 推定投票率 【知事】のみ	2月4日（日） （選挙期日）	10時現在 11時現在 14時現在 16時現在 18時現在 をそれぞれの 50分後	市町別、男女別の推定投票率及び前回同時刻の推定投票率	知発－5号 【メール】 【HP】

発表の種類	発表時刻		発表の内容	発表様式
	月日	時間		
7 投票結果 【知事】 【県議】	2月4日（日） （選挙期日）	集計完了次第 （23時頃見込み）	市町別、男女別の選挙当日 有権者数、投票者数、投票率 並びに前回投票率	知発-6号 県議発-4号 【メール】 【HP】
8 開票状況・開票結果 【知事】 【県議】	2月4日（日） （選挙期日～）	22時30分を第 1回目として 30分ごとに	<開票状況（中間）> 市町別、候補者別の得票数 及び開票進捗率 <開票結果（確定）> 市町別、候補者別の得票数、 有効投票数、無効投票数、 投票総数及び投票者数	知発-7号 県議発-5号 【メール】 【HP】

※【メール】：電子メールによる資料提供 【HP】：県選管ホームページによる公表

2 発表の方法

各社指定のEメールアドレスに下記電子ファイルを送信後、2と4を除く1～8については、
県選管ホームページ（<http://www.pref.nagasaki.jp/section/senkan/index.html>）にも掲載しま

上記「発表の種類」	1. 3～8	エクセルファイル
	2	PDFファイル

【各社指定のEメールアドレスについて】

各社指定のEメールアドレス（2つまで）について、下記により報告をお願いします。

- (1) 各社指定のEメールアドレス（2つ指定する場合はそれぞれのEメールアドレス）から、下記Eメールアドレスあてに12月25日（月）17時までにメールを送信してください。

なお、メール送信の際は、必ずメールの本文に次の①～④を明記してください。

- ① 送信先の名称等（例えば「〇〇新聞社〇〇課」のように具体的に記入）
- ② 担当者氏名
- ③ 連絡先電話番号
- ④ FAX番号

【送信先Eメールアドレス】 senkan@pref.nagasaki.lg.jp（担当：池田）

※記者発表は、このEメールアドレスから送信します。

- (2) (1)のメール受信後、受信確認のメールを返信いたします。

- (3) 1月10日（水）に1回目のメール送信テストを行いますので、受信（添付ファイルが開くかを確認）後、受信確認のメール（社名・担当者名を明記）の返信をお願いします。

3 参考資料の提供内容・方法

項目	参考資料の提供内容	備考	様式
1 投票結果個票（確定） 【知事】【県議】	市町の投票結果（確定）速報の個票の写し 〔県選管への報告：投票結果判明次第〕	A 4 サイズ 【PDFメール】	知受－5号【知事】 県議受－3号【県議】
2 開票状況個票（中間） 【知事】【県議】	市町の開票状況中間速報の個票の写し 〔県選管への報告：概ね50%開票時点〕 ※ただし、長崎市及び佐世保市については以下のとおり。	A 4 サイズ 【PDFメール】	知受－6号 【知事】
3 開票状況個票（確定） 【知事】【県議】	市町の開票結果（確定）速報の個票の写し 〔県選管への報告：開票結果判明次第〕	A 4 サイズ 【PDFメール】	県議受－4号 【県議】

○知事・開票結果速報時刻（予定／長崎市・佐世保市選管→県選管）

市名	22:30	23:00	23:30	0:00	0:30	1:00
長崎市	-	10%	50%	90%	95%	100%
佐世保市	50%	80%	100%	-	-	-

4 その他

- (1) 県選管開票速報本部（投開票速報集計会場）の設置場所：県庁市町村課内
- (2) この発表を円滑に行うために、次のことにご協力をお願いします。
 - ① 各報道機関は、取材にあたって各市町選挙管理委員会の投開票事務に支障のないようご留意ください。
 - ② 投開票集計会場へは、選挙期日は立ち入らないでください。
 - ③ 県選管と県政記者クラブとの折衝は、すべて幹事社を通じて行います。
 - ④ 選挙期日当日の投開票速報受理会場の臨時電話番号は、後日お知らせします。
 - ⑤ 県選管の記者クラブへの発表は、次の者が行います。

県選挙管理委員会書記室 総括書記長補佐 井手 美都子

6 速報実施要領

投開票等速報実施要領

平成30年2月4日執行予定の長崎県知事選挙及び長崎県議会議員補欠選挙に係る投開票結果等の速報については、この要領に定めるところによります。

1. 速報実施方法

直接当委員会へ報告してください。(FAX)

2. 速報の種類及び速報時刻等

速報の種類	速報の日時		留意事項	報告様式
	月日	時間		
1 選挙人名簿登録者数 【知事】	1月17日(水) (告示日の前日)	11:00までに		知受一 1号の1・2
選挙人名簿登録者数 【県議】	1月25日(木) (告示日の前日)	11:00までに		県議受一 1号の1・2
2 期日前投票者数 【第2回目】以降は 県議もあわせて報告	【第1回目】 1月22日(月)	10:00までに	1月21日(日)までの期日前投票者数の累計	知受一期日前 県議受一期日前
	【第2回目】 1月29日(月)	10:00までに	1月28日(日)までの期日前投票者数の累計	
	【第3回目】 2月3日(土)	10:00までに	2月2日(金)までの期日前投票者数の累計	
	【最終】 2月4日(日) (選挙期日)	10:00までに	期日前投票者の総数	
3 繰上投票区投票結果 【知事】のみ	2月3日(土) (選挙期日の前日)	投票結果が判明次第 直ちに	全投票区分をまとめて 報告	知受一2号
4 選挙当日有権者数 【知事】【県議】	2月3日(土) (選挙期日の前日)	22:00までに	繰上投票区の有権者数を 含む。	知受一3号 県議受一2号
5 推定投票率 【知事】のみ	2月4日(日) (選挙期日)	10:00現在 11:00現在 14:00現在 16:00現在 18:00現在 をそれぞれ20分後 までに	投票率は、小数点以下 第3位を四捨五入し、 第2位まで算出する。 期日前投票及び不在者 投票者数は含めない。	知受一4号

2. 速報の種類及び速報時刻等（続き）

速報の種類	速報の日時		留意事項	報告様式
	月日	時間		
6 投票結果 【知事】 【県議】	2月4日（日） （選挙期日）	投票結果が判明次第 直ちに	期日前投票者、不在者 投票者及び線上投票者の 脱漏に注意する。	知受－5号 県議受－3号
7 開票状況（中間） 【知事】 【県議】	2月4日（日） ～5日（月）	〔中間〕 【長崎市及び佐世保市 以外の市町】 開票進捗率が概ね 50%のとき 【長崎市】 23時から30分ごとに 【佐世保市】 22時30分から 30分ごとに	各候補者の得票数は、 報告現在の累計数	知受－6号 県議受－4号
開票結果（確定） 【知事】 【県議】	（選挙期日から 開票終了まで）	〔確定〕 開票結果判明次第 直ちに		

3. FAX番号等について

速報の種類のうち、「1 選挙人名簿登録者数」及び「2 期日前投票者数（最終報告を除く。）」については、下記の番号にFAXしてください。

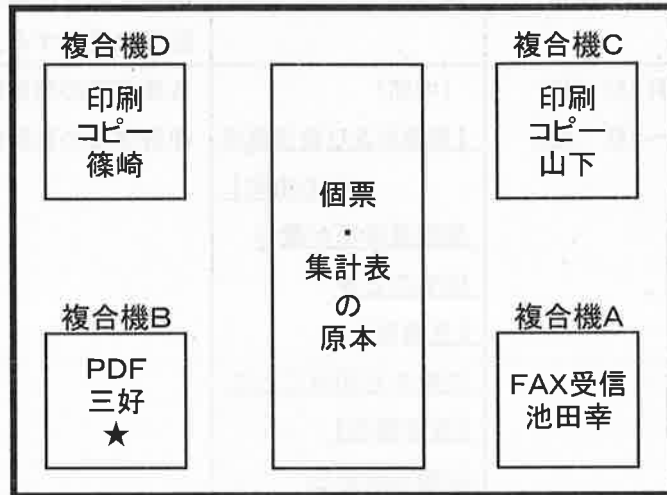
※ FAX番号：095-823-4166（県選管書記室）

※ 上記以外の速報に係るFAX番号については別途通知します。

4. その他の留意事項

- (1) 速報受理のための電話番号又はFAX番号は、別途通知します。
- (2) 速報にあたっては、必ず「発信者の氏名」を明記してください。
また、内容について確認が必要な場合に、速報担当者に確実に連絡がとれる電話番号を明記してください。
なお、やむを得ず電話で速報する場合は、必ず発信者の名前を告げ、受信者の氏名と速報時間を確認してください。
- (3) 訂正又は送信不良等で再度FAX報告する場合は、余白に「訂正分」又は「再送分」と記載し、あわせて報告時刻と報告回数を見直し修正するとともに、必ず電話連絡を行ってください。
- (4) 県選管への速報後、その内容について報道機関へ市町選挙管理委員会において任意に発表することは差し支えありません。
ただし、その後の開票事務や県選管への速報に支障がでないよう注意してください。
- (5) （知受－6号）（県議受－4号）の様式については、告示日後、候補者氏名等を記入したものをメールします。
- (6) FAXにより速報を行う場合には、送信用紙（かがみ）は付けないでください。

H30.2.4執行 長崎県知事選挙・県議会議員補欠選挙
投・開票速報会場(県庁4階市町村課)



運搬班

集計班

質疑班

木村係長 ★	高石
大山	池田

総指揮 黒崎 書記長	
副指揮 井手 総括補佐	
飛永補佐 ★	平尾
五島	益田
受理点検班	

知事入力1 突号 田村	知事 楠本係長 ★
知事入力2 黒田	県議 突号 櫻間補佐 ★
知事・県議 管理 干野	県議入力1 県議入力2 池田耕
福田 メール	林田 HP
メール班	HP班

★:班長

長崎県選挙管理委員会委員長談話

本日、長崎県知事選挙の期日が告示され、来る二月四日に投票が行われることになりました。

選挙は、住民が政治に参加し、主権者としてその意思を政治に反映させるための最も重要な制度であります。とりわけ県民のリーダーである県知事を選出するこの選挙は、県民が県政に対してその意思を反映させることのできる重要な機会であります。

有権者の皆様は、この選挙の重要性を十分認識され、各候補者の人柄、識見、政策等を見極め、自らの自由な判断によって、もれなく貴重な一票を投ぜられるよう切望いたします。

近年の各種選挙において、全国的に若い世代の投票率が低い傾向がみられます。この選挙は長崎県の未来をつくる重要な選挙であり、本県の未来を担う若い世代の皆様に対し、投票への参加を強くお願いする次第です。

今回の選挙は、選挙権年齢が十八歳以上に引き下げられて執行される初めての長崎県知事選挙です。新しく有権者となった皆さんにおかれましては、自分の考えを貴重な一票に託して頂きますようお願いいたします。

投票日当日やむを得ない用務などで投票に行けない方は、期日前投票や不在者投票により、貴重な一票を無駄になさることのないようお願いいたします。

候補者及び運動員の方々には、有権者に対し政見を訴えていただくとともに、選挙のルールを守って、正しい選挙運動を展開され、有権者の期待と信頼に応えられるよう要望いたします。

「投票はみんなのため。」

県民の皆様は投票総参加を願ひ、民主主義の健全な発展を期するため、ここに強く訴える次第です。

平成三十年一月十八日

長崎県選挙管理委員会委員長 永淵 勝幸

長崎県選挙管理委員会委員長談話

本日、長崎県知事選挙及び長崎県議会議員補欠選挙（大村市選挙区及び松浦市選挙区）の投票日を迎えました。

県知事選挙は県民のリーダーを選出する選挙であり、県議会議員選挙は県民の意見を代弁する機関である県議会の構成員を選出する選挙です。

両選挙とも、県民が県政に対してその意思を反映させることのできる重要な選挙であり、有権者の皆様に対し積極的な投票参加をお願いする次第です。

新たに有権者となられた十八歳・十九歳の方々はもちろん、若い世代の皆様におかれましては、自分達の将来を託す代表者を選ぶ重要な選挙であることを十分認識いただき、主権者の一人として、自分の意思を一票に託していただくよう強く希望します。

投票時間は、一部の投票所を除き、午前七時から午後八時までとなっていますので、ご用事等で外出される方につきましては、お住まいの地域の投票時間をあらかじめご確認のうえ、お出かけ前や帰宅後、必ず投票所へお出かけ頂きますようお願いいたします。

また、万一、皆様のお手元に配付された投票所入場券がなくても、投票することができますので、その際は投票所の担当者にお申し出ください。

「投票はみんなのため。」

有権者の皆様が、大切な一票を棄権することなく、漏れなく行使されることを期待いたします。

平成三十年二月四日

長崎県選挙管理委員会委員長

永淵 勝幸

長崎県知事選挙告示一覧

委員会告示

NO	告示 番号	告示日	内 容	議案		公報 番号
				番号	付議	
1	3	H30.1.12	政見放送を行うことができる一般放送事業者及び候補者ごとの放送回数（法150③、実施規程2）	73	H29.11.16	選
2	4	H30.1.12	選挙人名簿登録基準日等の決定（法22②、令14②）	61	H29.11.2	選
3	5	H30.1.12	ポスターの掲示開始期日（法144の2⑤、県規30）	63	H29.11.2	定例
4	6	H30.1.18	選挙期日（法33）	60	H29.11.2	選1
5	7	H30.1.18	繰上投票区及び投票期日（法56、令46①）	85	H29.12.20	選1
6	8	H30.1.18	投票用紙の様式及び規格（法45、県規4）	64	H29.11.2	選1
7	9	H30.1.18	選挙長及び同職務代理者の選任（法75、令81）	86	H29.12.20	選1
8	10	H30.1.18	選挙会を行う場所及び日時（法78）	89	H29.12.20	選1
9	11	H30.1.18	政見放送、経歴放送の順序のくじを行う場所及び日時（実施規程14）	74	H29.11.16	選1
10	12	H30.1.18	選挙公報掲載順序のくじを行う場所及び日時（法169⑤）	75	H29.11.16	選1
11	13	H30.1.18	選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の額及び報酬の額（法197の2①②、令129）	76	H29.11.16	選1
12	14	H30.1.18	選挙人名簿登録者数の50分の1及び3分の1の数（自治法74等）	協議	H29.11.16	選2
13	15	H30.1.18	選挙運動費用支出制限額（法196）	協議	H29.11.16	選2
14	20	H30.2.7	当選人の住所及び氏名（法101の3②）	1	H30.2.7	選
15	41	選挙後	選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨の公表（法192①②）	20	H30.4.10	定例

選挙長告示

NO	告示 番号	告示日	内 容	議案		公報 番号
				番号	付議	
1	1	H30.1.18	選挙長の執務場所（県規3）			選3
2	2	H30.1.18	選挙立会人のくじを行う場所及び日時（法76、法62⑥）			選3
3	3	H30.1.18	立候補届受理（法86の4⑩、①、②）			選4

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登録するもの



長崎県公報

目 次

◎ 選挙管理委員会告示

- ・政見放送を行うことができる一般放送事業者及び候補者ごとの放送回数
- ・選挙人名簿登録基準日等の決定
- ・ポスターの掲示開始期日

所管課(室)名
選挙管理委員会書記室
"
"

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第3号

平成30年2月4日執行予定の長崎県知事選挙において政見放送を行うことができる一般放送事業者及び候補者ごとの放送回数を、次のとおり定めた。
平成30年1月12日

長崎県選挙管理委員会
委員長 永淵 勝幸

1 テレビジョン放送

一般放送事業者名	回 数
長崎放送株式会社	1
株式会社テレビ長崎	1
長崎文化放送株式会社	1

2 ラジオ放送

一般放送事業者名	回 数
長崎放送株式会社	1

長崎県選挙管理委員会告示第4号

平成30年2月4日執行予定の長崎県知事選挙における選挙人名簿の登録の基準日及び登録日を次のとおり定めた。
平成30年1月12日

長崎県選挙管理委員会
委員長 永淵 勝幸

- 基 準 日 平成30年1月17日
(但し、年齢要件は2月4日)
- 登 録 日 平成30年1月17日

長崎県選挙管理委員会告示第5号

平成30年2月4日執行予定の長崎県知事選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第5項の規定により、ポスター掲示場に掲示するポスターの掲示開始の日を次のとおり定めた。

平成30年1月12日

掲示開始日 平成30年1月18日

長崎県選挙管理委員会
委員長 永淵 勝幸

発行者
長崎県尾上町三番一号

電話代表
直通(八二四)二二二六

印刷所
長崎市赤生町八番三十号

株式会社
岩永印刷
岩永印刷所

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規案に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 選挙管理委員会告示

- ・ 選挙期日
- ・ 線上投票区及び投票期日
- ・ 投票用紙の様式及び規格
- ・ 選挙長及び同職務代理者の選任
- ・ 選挙会を行う場所及び日時
- ・ 政見放送及び経歴放送の順序を定めるくじを行う場所及び日時
- ・ 選挙公報掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時
- ・ 選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の額及び報酬の額

所管課(室)名
選挙管理委員会書記室
〃
〃
〃
〃
〃
〃
〃

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第6号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条第1項の規定により、長崎県知事の任期満了による選挙を次のとおり行う。

平成30年1月18日

長崎県選挙管理委員会
委員長 永淵 勝幸

選挙の期日 平成30年2月4日

長崎県選挙管理委員会告示第7号

平成30年2月4日執行の長崎県知事選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第56条の規定により、線上投票を行わせる投票区及びその投票期日を次のとおり定めた。

平成30年1月18日

長崎県選挙管理委員会
委員長 永淵 勝幸

市町名	線上投票区名	投票期日
長 崎 市	第401投票区（高島地区）	平成30年2月3日
	第702投票区（池島地区）	
佐 世 保 市	第87投票区（宇久平地区）	
	第88投票区（宇久神浦地区）	
五 島 市	福江第23投票区（本窯地区）	
	福江第24投票区（伊福貴地区）	
	福江第25投票区（久賀地区）	
	福江第26投票区（猪之木地区）	
	福江第27投票区（藤地区）	
	福江第28投票区（田ノ浦地区）	
	三井楽第7投票区（嵯峨島地区）	

	奈留第1投票区（浦地区） 奈留第2投票区（泊・大林地区） 奈留第3投票区（大串地区） 奈留第4投票区（船廻地区） 奈留第5投票区（西郷地区） 奈留第6投票区（前島地区） 奈留第7投票区（汐池地区） 奈留第8投票区（夏井地区） 奈留第9投票区（東風泊地区） 奈留第10投票区（矢神地区） 奈留第11投票区（南越地区）	
西 海 市	第28投票区（江島地区） 第29投票区（平島地区）	
小 値 賀 町	第5投票区（大島地区） 第7投票区（納島地区）	

長崎県選挙管理委員会告示第8号

平成30年2月4日執行の長崎県知事選挙において使用する投票用紙の様式及び規格を次のとおり定めた。
平成30年1月18日

長崎県選挙管理委員会
委員長 永淵 勝幸

1 長崎県知事選挙投票用紙

- 備考 1 投票用紙の色はクリーム色とし、文字は黒色刷りとする。
 2 長崎県選挙管理委員会の印は刷込式とする。

2 長崎県知事選挙点字投票用紙

- 備考 1 投票用紙の色はクリーム色とし、文字は黒色刷りとする。
 2 長崎県選挙管理委員会の印は刷込式とする。
 3 点字投票である旨の表示を赤色で印刷するものとする。
 4 右中央部に「ちじ」と点字により表示するものとする。

長崎県選挙管理委員会告示第9号

平成30年2月4日執行の長崎県知事選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成30年1月18日

長崎県選挙管理委員会
委員長 永淵 勝幸

選 挙 長		選挙長職務代理者	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
黒 崎 勇	長崎県西彼杵郡長与町まなび野2丁目23番4号	井 手 美都子	長崎県佐世保市須田尾町426番地7

長崎県選挙管理委員会告示第10号

平成30年2月4日執行の長崎県知事選挙における選挙会を行う場所及び日時を次のとおり定めた。

平成30年1月18日

長崎県選挙管理委員会
委員長 永淵 勝幸

- 1 場 所 長崎市尾上町3番1号
長崎県庁3階319会議室
- 2 日 時 平成30年2月6日 午後6時30分

長崎県選挙管理委員会告示第11号

平成30年2月4日執行の長崎県知事選挙における政見放送及び経歴放送について、各候補者の放送の順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めた。

平成30年1月18日

長崎県選挙管理委員会
委員長 永淵 勝幸

- 1 場 所 長崎市尾上町3番1号
長崎県選挙管理委員会書記室
- 2 日 時 平成30年1月18日 午後5時30分

長崎県選挙管理委員会告示第12号

平成30年2月4日執行の長崎県知事選挙において発行する選挙公報について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第5項の規定により、候補者の掲載文を選挙公報に掲載する順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めた。

平成30年1月18日

長崎県選挙管理委員会
委員長 永淵 勝幸

- 1 場 所 長崎市尾上町3番1号
長崎県選挙管理委員会書記室
- 2 日 時 平成30年1月19日 午後5時10分

長崎県選挙管理委員会告示第13号

平成30年2月4日執行の長崎県知事選挙において、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額並びに選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者に対し支給することができる報酬の最高額を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第197条の2の規定により次のとおり定めた。

平成30年1月18日

長崎県選挙管理委員会
委員長 永淵 勝幸

- 1 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額
 - ア 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - イ 船 賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - ウ 車 賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
 - エ 宿泊料（食料2食分を含む。） 1夜につき12,000円
 - オ 弁当料 1食につき1,000円、1日につき3,000円
 - カ 茶菓料 1日につき500円
- 2 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額
 - ア 基本日額 10,000円
 - イ 超過勤務手当 1日につき基本日額の5割
- 3 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額
 - ア 鉄道賃、船賃及び車賃 1のア、イ及びウに掲げる額
 - イ 宿泊料（食料を除く。） 1夜につき10,000円
- 4 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる報酬の額
 - ア 選挙運動のために使用する事務員 1日につき10,000円
 - イ 専ら公職選挙法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記（公職選挙法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。）のために使用する者 1日につき15,000円

発行者
長崎県尾上町三番一

電話代表
直通 八八二四
三二二一
一六一

印刷所
長崎県弥生町八番二十号

株式会社
永泰
岩永印刷所

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登録するもの



長崎県公報

目 次

◎ 選挙管理委員会告示

- ・選挙人名簿登録者数の50分の1の数及び総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに県議会議員選挙区別の3分の1の数
- ・選挙運動費用支出制限額

所管課(室)名
選挙管理委員会書記室

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第14号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による選挙権を有する者の50分の1の数及び総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに県議会議員選挙区別の3分の1の数は次のとおりである。

平成30年1月18日

長崎県選挙管理委員会
委員長 永淵 勝幸

1	50分の1の数	23,126人
2	総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	244,535人
3	県議会議員選挙区別の3分の1の数	
	長 崎 市	120,571人
	佐佐保市・北松浦郡	75,063人
	島 原 市	12,854人
	諫 早 市	38,308人
	大 村 市	25,696人
	平 戸 市	9,182人
	松 浦 市	6,550人
	対 馬 市	8,857人
	杵 岐 市	7,592人
	五 島 市	10,923人
	西 海 市	8,104人
	雲 仙 市	12,515人
	南島原市	13,413人
	西彼杵郡	19,607人
	東彼杵郡	10,428人
	南松浦郡	5,768人

長崎県選挙管理委員会告示第15号

平成30年2月4日執行の長崎県知事選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第194条第1項の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額を次のとおり定める。

平成30年1月18日

32,294,000円

長崎県選挙管理委員会
委員長 永淵 勝幸

発行所
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
八二四二二二
八二四二二二

印刷所
長崎県
長崎市弥生町八番三十号

株式会社
岩水印刷所

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 長崎県知事選挙選挙長告示	所管課(室)名
・選挙長の執務場所	選 挙 長
・選挙立会人のくじを行う場所及び日時	”

長崎県知事選挙選挙長告示

長崎県知事選挙選挙長告示第1号

平成30年2月4日執行の長崎県知事選挙における選挙長の事務は、次の場所において行う。
平成30年1月18日

長崎県知事選挙
選挙長 黒崎 勇

平成30年1月18日
長崎県長崎市尾上町3番1号
長崎県庁1階大会議室
平成30年1月19日以降
長崎県長崎市尾上町3番1号
長崎県選挙管理委員会書記室

長崎県知事選挙選挙長告示第2号

平成30年2月4日執行の長崎県知事選挙における選挙会の選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めた。
平成30年1月18日

長崎県知事選挙
選挙長 黒崎 勇

- 1 場 所 長崎県長崎市尾上町3番1号
長崎県選挙管理委員会書記室
- 2 日 時 平成30年2月1日 午後5時30分



長崎県公報

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一號

電話代表(八二四)二二二六
直通(八九五)二二二六

印刷所
長崎市弥生町八番二十號

株式会社
岩永印刷所

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

- ◎ 長崎県知事選挙選挙長告示
・候補者届出書の受理

所管課(室)名
選 挙 長

長崎県知事選挙選挙長告示

長崎県知事選挙選挙長告示第3号

平成30年2月4日執行の長崎県知事選挙における候補者として、次のとおり届出があった。
平成30年1月18日

長崎県知事選挙
選挙長 黒崎 勇

届出 受理 番号	届出 の別	ふりがな 候補者氏名	1のウェブサイト等のアドレス		生年月日 (年齢)	党 派	職 業
			本 籍	住 所			
1	本人	中村 ほうどう	https://www.facebook.com/houdou.nakamura/		昭和25年 11月29日 (満67歳)	無所属	長崎県知事
			長崎県	長崎県長崎市鳴見台2丁目23番15号			
2	本人	原 口 敏 彦			昭和36年 12月9日 (満56歳)	無所属	日本共産党長崎 県委員会書記長
			長崎県	長崎県長崎市青山町361番地8			

発行所
長崎県長崎市尾上町三番二号

電話代表(八二四)二二一六
直通(八九五)二二一六

印刷所
長崎県長崎市弥生町八番二十号

株式会社
岩永泰
岩永印刷所

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

- ◎ 選挙管理委員会告示 所管課(室)名
選挙管理委員会書記室
 - ・長崎県知事選挙における当選人の住所及び氏名
 - ・長崎県議会議員補欠選挙における当選人の住所及び氏名

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第30号

平成30年2月4日執行の長崎県知事選挙における当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成30年2月7日

長崎県選挙管理委員会
委員長 永瀬 勝幸

当選人	住 所	長崎県長崎市鳴見台2丁目23番15号
	氏 名	中 村 法 道

長崎県選挙管理委員会告示第31号

平成30年2月4日執行の長崎県議会議員補欠選挙における当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成30年2月7日

長崎県選挙管理委員会
委員長 永瀬 勝幸

選 挙 区	住 所	氏 名
大 村 市 選 挙 区	長崎県大村市皆同町507番地2	松 本 洋 介
松 浦 市 選 挙 区	長崎県松浦市今福町東免670番地	高 橋 勝 幸

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表(八二四)二二六一
直通 八九七二二六

印刷所
長崎県
長崎市弥生町八番三十号

株式会社
岩水印刷所

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県規則集に登録するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課(室)名
・沿岸漁業改善資金の貸付けの事業に係る公金の収納事務の委託	水産経営課
・公有水面埋立ての免許	漁港漁場課
○長崎県木材産業等高度化推進資金貸付要綱の改正	林政課
・保安林の指定	〃
・保安林の指定の予定(2件)	〃
◎ 公 告	
・名誉県民の事績	秘書課
・契約者等	情報政策課
・漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調査の縦覧	漁業振興課
・土地改良区の役員の就退任(2件)	農村整備課
・都市計画の図書の縦覧	都市政策課
・指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の所在地の変更	建築課
・住宅確保要配慮者居住支援法人の指定	住宅課
◎ 交通局公告	
・契約者等	総務課
◎ 公安委員会告示	
・警備員等に対する検定の実施	生活環境課
◎ 選挙管理委員会告示	
・平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨	選挙管理委員会書記室
・平成30年2月4日執行の長崎県知事選挙における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨	〃

告 示

長崎県告示第354号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年4月24日

長崎県知事 中村 法道

- 1 委託年月日
平成30年4月2日
- 2 受託者の住所及び氏名

長崎県長崎市五島町2-27

長崎県信用漁業協同組合連合会 代表理事会長 久保田 正

- 3 委託事務
沿岸漁業改善資金の貸付けの事業に係る公金の収納事務
- 4 委託期間
平成30年4月2日から平成31年3月31日まで

長崎県告示第355号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により、公有水面埋立てを免許した。
平成30年4月24日

長崎県知事 中村 法道

- 1 埋立ての免許年月日 平成30年4月16日
- 2 埋立ての免許を受けた者の住所氏名
名称 長崎県
所在地 長崎県長崎市尾上町3番1号
代表者氏名 長崎県知事 中村 法道
代表者住所 長崎県長崎市鳴見台2丁目23番15号
- 3 埋立ての区域
 - (1) 位置 長崎県五島市富江町黒瀬宇小田1番1、1番20、1番21に隣接する国道384号、1番21、1番24の地先公有水面
 - (2) 区域 省略(出願時縦覧図書のとおり)
 - (3) 面積 105.35平方メートル
- 4 埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 位置 長崎県五島市黒瀬宇小田1番1、1番6、1番20、1番21に隣接する国道384号、1番21、1番24、4番1、4番1と9番2の間の道、9番2の各地内及び同地先公有水面
 - (2) 区域 省略(出願時縦覧図書のとおり)
 - (3) 面積 965.14平方メートル
- 5 埋立地の用途 道路用地

長崎県告示第356号

長崎県木材産業等高度化推進資金貸付要綱(平成5年長崎県告示第1296号の2)の全部を改正する。
平成30年4月24日

長崎県知事 中村 法道

長崎県木材産業等高度化推進資金貸付要綱
(目的)

第1条 県は、木材の生産及び流通の合理化を促進し、木材供給の円滑化を図るため、県内の木材の生産又は流通を担う事業者に対し、その行う事業の合理化を推進するのに必要な資金を低利で融通する措置を講じ、もって木材関連産業の健全な発展に資するため、木材産業等高度化推進資金制度を設けるものとし、その貸付け及び運用については、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和54年法律第51号。以下「法」という。)及び林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令(昭和54年政令第205号。以下「令」という。)の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(資金措置)

- 第2条 県は、前条の目的を達成するため、予算で定める範囲内において、別に知事が指定する金融機関(以下「指定金融機関」という。)に資金の供給を行うものとする。
- 2 指定金融機関は、前項の規定により供給を受けた資金に貸付資金の種類により別表に掲げる倍率を乗じて得た額に相当する資金を、第5条に定める者に対し、貸し付けるものとする。
 - 3 指定金融機関に対する資金の供給の条件は、別に定めるもののほか、次のとおりとする。
 - (1) 利率 年1.0パーセント以内
 - (2) 期間 資金の供給を受けた日の当該年度内(貸付資金の種類)

- a 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、住所を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 いずれか1通
 - b 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が異なる場合は、当該営業所に属することを疎明する書面 1通
 - ウ 申請者が警備員でない場合は、住所を疎明する書面 1通
 - エ 次に掲げるいずれかの書面 1通
 - ㊦ 3(1)の受検資格に該当する場合は、交通誘導警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び3(1)に該当する者であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書など）
 - ㊧ 3(2)の受検資格に該当する場合は、検定規則第8条第2号の規定により長崎県公安委員会が交付した書面
 - オ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉
- 6 検定手数料の納付
 検定申請時に検定手数料14,000円を長崎県収入証紙により納付すること。
 なお、検定申請の受付後は、手数料は返還しない。
- 7 合格発表
 本検定の合格発表は、当日本人に対して行う。
- 8 その他
 (1) 検定の共同実施
 この検定は、長崎県公安委員会及び福岡県公安委員会が共同で実施する。
- (2) 持参する物
 検定当日は、筆記用具、受検票及び動きやすい服装を必ず持参（各受検者への貸与ロッカーあり。）すること。
- (3) 問合せ先
 ア 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課
 イ 長崎県警察本部生活安全部生活環境課許可業務指導室営業第二係（警備業担当）（電話 095-820-0110 内線3185）

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第40号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により次のとおり公表する。
 平成30年4月24日

長崎県選挙管理委員会
 委員長 永淵 勝幸

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成29年10月22日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（長崎県第三区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 27,142,500円

3 報告書の要旨

候補者氏名	谷 川 彌 一	候補者届出政党又は所属党派	自由民主党
出納責任者氏名	金 原 健		
収入	円	支出	円
主たる寄附	0	人件費	3,405,400
その他の寄附	0	家屋費	

その他の収入	0	選挙事務所費	0
		集会会場費等	4,000
		通信費	137,395
		交通費	0
		印刷費	0
		広告費	56,658
		文具費	0
		食糧費	199,800
		休泊費	0
		雑費	950,882
今回計	0	今回計	4,754,135
前回計	11,650,000	前回計	8,226,743
総計	11,650,000	総計	12,980,878

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	平成30年2月23日	第 2 回 報 告 分
----------	------------	-------------

長崎県選挙管理委員会告示第41号

平成30年2月4日執行の長崎県知事選挙における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により次のとおり公表する。
 平成30年4月24日

長崎県選挙管理委員会
 委員長 永淵 勝幸

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年2月4日執行 長崎県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 32,294,000円

3 報告書の要旨

候補者氏名	中 村 法 道	所属党派	無所属
出納責任者氏名	高 谷 信		
収入	円	支出	円
主たる寄附		人件費	2,433,600
(氏名・団体名)	(職業)	家屋費	
こぎ出せ・長崎の会	10,280,500	選挙事務所費	1,158,471
その他の寄附	0	集会会場費等	213,496
その他の収入	0	通信費	59,255
		交通費	960,920
		印刷費	2,424,931
		広告費	2,854,345
		文具費	0
		食糧費	241,188
		休泊費	481,692

今 回 計	10,280,500	今 回 計	11,755,968
前 回 計	0	前 回 計	0
総 計	10,280,500	総 計	11,755,968

支出のうち公 費負担相当額	項目	金額
	ビラの作成	848,250円
	ポスターの作成	1,401,721円
	計	2,249,971円

報告書受理年月日	平成30年2月19日	第 1 回 報 告 分
----------	------------	-------------

候補者氏名	中 村 法 道	所属党派	無所属	期 間	平成30年2月19日から 平成30年2月28日まで	第 2 回 分
出納責任者氏名	高 谷 信					

収入	円	支出	円
主たる寄附	0	人件費	0
その他の寄附	0	家屋費	0
その他の収入	4	選挙事務所費	0
		集会会場費等	0
		通信費	99,041
		交通費	0
		印刷費	0
		広告費	0
		文具費	0
		食糧費	0
		休泊費	0
		雑費	5,440
今 回 計	4	今 回 計	104,481
前 回 計	10,280,500	前 回 計	11,755,968
総 計	10,280,504	総 計	11,860,449

支出のうち公 費負担相当額	項目	金額
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	平成30年3月1日	第 2 回 報 告 分
----------	-----------	-------------

候補者氏名	原 口 敏 彦	所属党派	無所属	期 間	平成29年12月18日から 平成30年2月16日まで	第 1 回 分
出納責任者氏名	森 和 史					

収入	円	支出	円
主たる寄附 (氏名・団体名) 日本共産党長崎県委員会	500,000	人件費	0
その他の寄附	728,375	家屋費	0
その他の収入	0	選挙事務所費	449,160
		集会会場費等	0
		通信費	39,221
		交通費	0
		印刷費	770,040
		広告費	313,416
		文具費	18,854
		食糧費	1,250
		休泊費	44,900
		雑費	36,802

今 回 計	1,228,375	今 回 計	1,673,643
前 回 計	0	前 回 計	0
総 計	1,228,375	総 計	1,673,643

支出のうち公 費負担相当額	項目	金額
	ビラの作成	189,000円
	ポスターの作成	475,200円
	計	664,200円

報告書受理年月日	平成30年2月19日	第 1 回 報 告 分
----------	------------	-------------

発行者
長崎県尾上町三番一号

電話代表
直通 (八二四二二一六)

印刷所
長崎市樋島町八番十二号

株式会社
クインクプリント
寺田 宏 弥

長崎県議会議員補欠選挙（大村市選挙区及び松浦市選挙区）告示一覧

委員会告示

NO	告示 番号	告示日	内 容	議案		公報 番号
				番号	付議	
1	36の2	H29.12.20	選挙事由の発生（松浦市選挙区）	協議	H29.12.20	選
2	16	H30.1.18	選挙事由の発生（大村市選挙区）	66	H29.11.2	選5
3	17	H30.1.18	選挙人名簿登録基準日等の決定（法22②、令14②）	68	H29.11.2	選5
4	18	H30.1.18	ポスターの掲示開始期日（法144の2⑤、県規30）	70	H29.11.2	選5
5	1	H30.1.9	臨時地方書記室の設置	協議	H29.12.20	選
6	20	H30.1.26	選挙期日及び選挙すべき議員の数（法33）	協議	H29.12.20	選
7			繰上投票区及び投票期日（法56、令46①）			
8	21	H30.1.26	投票用紙の様式及び規格（法45、執行規程4）	71	H29.11.2	選
9	25	H30.1.26	選挙公報掲載順序のくじを行う場所及び日時（H14条例第9号4②）	協議	H29.12.20	選
10	22	H30.1.26	選挙長及び同職務代理者の選任（法75、令81）	協議	H29.12.20	選
11	23	H30.1.26	開票と選挙会の合同（法79）	協議	H29.12.20	選
12	24	H30.1.26	選挙会を行う場所及び日時（法78）	協議	H29.12.20	選
13	26	H30.1.26	選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の額及び報酬の額（法197の2①②、令129）	77	H29.11.16	選
14	27	H30.1.26	選挙人名簿登録者数の50分の1及び3分の1の数（自治法74等）	協議	H29.11.16	選2
15	28	H30.1.26	選挙運動費用支出制限額（法196）	協議	H29.12.20	選2
16	31	H30.2.7	当選人の住所及び氏名（法101の3②）	2	H30.2.7	選
17	45	H30.8.3	候補者の選挙運動に関する収入及び支出の公表について（法192①②）	41	H30.7.6	定例

選挙長告示

NO	告示 番号	告示日	内 容	議案		公報 番号
				番号	付議	
1	1	H30.1.26	選挙長の執務場所（県規3）			選3
2	2	H30.1.26	選挙立会人のくじを行う場所及び日時（法76、法62⑥）			選3
3	3	H30.1.26	立候補届受理（法86の4⑩、①、②）			選4

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

- ◎ 選挙管理委員会告示
・選挙を行うべき事由の発生

所管課(室)名
選挙管理委員会書記室

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第36号の2

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第113条第1項の規定による長崎県議会議員補欠選挙(松浦市選挙区)の事由が、平成29年12月20日に発生した。

平成29年12月20日

長崎県選挙管理委員会
委員長 永淵 勝幸

発行所
長崎県
長崎市江戸町二丁目十七番

電話代表
直通
八二四二二二
八二四二二六

印刷所
長崎県
長崎市弥生町八番三十号

株式会社
永 泰
岩水印刷所

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登録するもの



長崎県公報

目 次

- ◎ 選挙管理委員会告示 所管課(室)名
・臨時地方書記室の設置 選挙管理委員会書記室

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第1号

平成30年2月4日執行予定の長崎県議会議員補欠選挙の執行に関し、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条の規定による選挙運動に関する収入及び支出の報告書に関する事務及び長崎県議会議員及び長崎県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成5年長崎県条例第38号）の規定による選挙公営に関する事務以外の事務を処理するため、長崎県選挙管理委員会規程（昭和30年長崎県選挙管理委員会規則第5号）第12条第7項の規定により、次のとおり臨時地方書記室を設置する。

この場合において、同条第5項の規定による地方書記室の管轄区域には、臨時地方書記室の管轄区域を含まないものとする。

平成30年1月9日

長崎県選挙管理委員会
委員長 永淵 勝幸

- 1 設置する期間 平成30年1月12日から同年2月7日まで
- 2 設置の場所及び名称並びに管轄区域

場 所	名 称	管轄区域
大村市玖島1丁目25番地 大村市役所内	大村臨時地方書記室	大村市
松浦市志佐町里免365番地 松浦市役所内	松浦臨時地方書記室	松浦市

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表(八二四)二二二一
直通(八九五)二二二一

印刷所
長崎県
長崎市弥生町八番三十号

株式会社
岩永
岩永印刷所

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 選挙管理委員会告示	所管課(室)名
・ 選挙を行うべき事由の発生	選挙管理委員会書記室
・ 選挙人名簿登録基準日等の決定	〃
・ ポスターの掲示開始期日	〃

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第16号

平成30年2月4日執行の長崎県知事選挙の期日が告示されたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第3項第3号の規定により、長崎県議会議員（大村市選挙区）について、補欠選挙を行うべき事由が生じた。
平成30年1月18日

長崎県選挙管理委員会
委員長 永淵 勝幸

長崎県選挙管理委員会告示第17号

平成30年2月4日執行予定の長崎県議会議員補欠選挙における選挙人名簿の登録の基準日及び登録日を次のとおり定めた。
平成30年1月18日

長崎県選挙管理委員会
委員長 永淵 勝幸

- 1 基 準 日 平成30年1月25日
(但し、年齢要件は2月4日)
- 2 登 録 日 平成30年1月25日

長崎県選挙管理委員会告示第18号

平成30年2月4日執行予定の長崎県議会議員補欠選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第10項の規定により準用する同条第5項の規定により、ポスター掲示場に掲示するポスターの掲示開始の日を次のとおり定めた。
平成30年1月18日

長崎県選挙管理委員会
委員長 永淵 勝幸

掲示開始日 平成30年1月26日

発行者 長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表 八二四二二一六
直通 八九五二二一六

印刷所 長崎県
長崎市弥生町八番三十号

株式会社 岩永
岩永印刷所

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登録するもの



長崎県公報

目 次

◎ 選挙管理委員会告示	所管課(室)名
・ 選挙期日及び選挙すべき議員の数	選挙管理委員会書記室
・ 投票用紙の様式及び規格	〃
・ 選挙長及び同職務代理者の選任	〃
・ 開票事務と選挙会事務との合同	〃
・ 選挙会を行う場所及び日時	〃
・ 選挙公報掲載順序のくじを行う場所及び日時	〃
・ 選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の額及び報酬の額	〃

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第20号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第1項第5号及び同条第3項第3号の規定により、長崎県議会議員補欠選挙を次のとおり行う。

平成30年1月26日

長崎県選挙管理委員会
委員長 永淵 勝幸

- 1 選挙の期日 平成30年2月4日
- 2 選挙を行う選挙区及び選挙すべき議員の数

選挙区	選挙すべき議員の数
大村市選挙区	1人
松浦市選挙区	1人

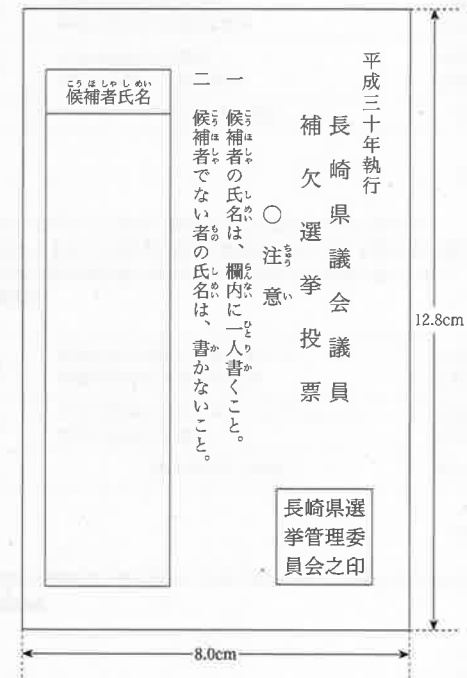
長崎県選挙管理委員会告示第21号

平成30年2月4日執行の長崎県議会議員補欠選挙において使用する投票用紙の様式及び規格を次のとおり定めた。

平成30年1月26日

長崎県選挙管理委員会
委員長 永淵 勝幸

1 長崎県議会議員補欠選挙投票用紙



- 備考
- 1 投票用紙の色はあざぎ色とし、文字は赤色刷りとする。
 - 2 長崎県選挙管理委員会の印は刷込式とする。

2 長崎県議会議員補欠選挙点字投票用紙

- 備考 1 投票用紙の色はあざぎ色とし、文字は赤色刷りとする。
 2 長崎県選挙管理委員会の印は刷込式とする。
 3 点字投票である旨の表示を赤色で印刷するものとする。
 4 右中央部に「けんぎ」と点字により表示するものとする。

長崎県選挙管理委員会告示第22号

平成30年2月4日執行の長崎県議会議員補欠選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成30年1月26日

長崎県選挙管理委員会
委員長 永淵 勝幸

選挙区	選挙長		選挙長職務代理者	
	氏名	住所	氏名	住所
大村市選挙区	平地 俊夫	長崎県大村市三城町1024番地7	末長 朋子	長崎県大村市玖島2丁目254番地2
松浦市選挙区	青木 孝一	長崎県松浦市志佐町高野免992番地6	岡 正文	長崎県松浦市御厨町里免529番地2

長崎県選挙管理委員会告示第23号

平成30年2月4日執行の長崎県議会議員補欠選挙において、選挙会の区域と開票区の区域が同一である選挙区(大村市及び松浦市)の開票の事務は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第79条第1項の規定により、それぞれの選挙会を行う場所において選挙会の事務に併せて行う。

平成30年1月26日

長崎県選挙管理委員会
委員長 永淵 勝幸

長崎県選挙管理委員会告示第24号

平成30年2月4日執行の長崎県議会議員補欠選挙における選挙会を行う場所及び日時を次のとおり定めた。

平成30年1月26日

長崎県選挙管理委員会
委員長 永淵 勝幸

選挙区	選挙会を行う場所	選挙会を行う日時
大村市選挙区	大村市幸町25番地33 大村市体育文化センターメインアリーナ	平成30年2月4日 午後9時10分
松浦市選挙区	松浦市志佐町浦免1110番地 松浦市文化会館ふれあいホール	平成30年2月4日 午後8時

長崎県選挙管理委員会告示第25号

平成30年2月4日執行の長崎県議会議員補欠選挙において発行する選挙公報について、長崎県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例(平成14年長崎県条例第9号)第4条第2項の規定により、候補者の掲載文を選挙公報に掲載する順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めた。

平成30年1月26日

長崎県選挙管理委員会
委員長 永淵 勝幸

選挙区	くじを行う場所	くじを行う日時
大村市選挙区	大村市玖島1丁目25番地 大村市役所大会議室	平成30年1月26日 午後5時15分
松浦市選挙区	松浦市志佐町里免365番地 松浦市役所別館会議室	平成30年1月26日 午後5時20分

長崎県選挙管理委員会告示第26号

平成30年2月4日執行の長崎県議会議員補欠選挙において、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額並びに選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者に対し支給することができる報酬の最高額を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第197条の2の規定により次のとおり定めた。

平成30年1月26日

長崎県選挙管理委員会
委員長 永淵 勝幸

- 1 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額
 - ア 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - イ 船 賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - ウ 車 賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
 - エ 宿泊料（食料2食分を含む。） 1夜につき12,000円
 - オ 弁当料 1食につき1,000円、1日につき3,000円
 - カ 茶菓料 1日につき500円
- 2 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額
 - ア 基本日額 10,000円
 - イ 超過勤務手当 1日につき基本日額の5割
- 3 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額
 - ア 鉄道賃、船賃及び車賃 1のア、イ及びウに掲げる額
 - イ 宿泊料（食料を除く。） 1夜につき10,000円
- 4 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる報酬の額
 - ア 選挙運動のために使用する事務員 1日につき10,000円
 - イ 専ら公職選挙法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記（公職選挙法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。）のために使用する者 1日につき15,000円

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
八八二四二二一六

印刷所
長崎市弥生町八番二十号

株式会社
永 岩
永 泰
岩永印刷所

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登録するもの



長崎県公報

目 次

◎ 選挙管理委員会告示	所管課(室)名
・ 選挙人名簿登録者数の50分の1の数及び総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに県議会議員選挙区別の3分の1の数	選挙管理委員会書記室
・ 選挙運動費用支出制限額	”

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の50分の1の数及び総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに県議会議員選挙区別の3分の1の数は次のとおりである。

平成30年1月26日

長崎県選挙管理委員会
委員長 永淵 勝幸

1	50分の1の数	23,126人
2	総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	244,532人
3	県議会議員選挙区別の3分の1の数	
	長 崎 市	120,571人
	佐世保市・北松浦郡	75,063人
	島 原 市	12,854人
	諫 早 市	38,308人
	大 村 市	25,692人
	平 戸 市	9,182人
	松 浦 市	6,546人
	対 馬 市	8,857人
	杵 岐 市	7,592人
	五 島 市	10,923人
	西 海 市	8,104人
	雲 仙 市	12,515人
	南島原市	13,413人
	西彼杵郡	19,607人
	東彼杵郡	10,428人
	南松浦郡	5,768人

長崎県選挙管理委員会告示第28号

平成30年2月4日執行の長崎県議会議員補欠選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額を次のとおり定める。

平成30年1月26日

長崎県選挙管理委員会
委員長 永淵 勝幸

選挙区	支出制限額
大村市選挙区	6,032,500円
松浦市選挙区	5,529,900円

発行者
長崎県
長崎市上町三番一号

電話代表
直通
八二四二二
八二二
六二一

印刷所
長崎市弥生町八番二十号

株式会社
岩永印刷所

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

- ◎ 長崎県議会議員補欠選挙選挙長告示
・候補者届出書の受理

所管課(室)名
選 挙 長

長崎県議会議員補欠選挙選挙長告示

長崎県議会議員補欠選挙大村市選挙区選挙長告示第3号

平成30年2月4日執行の長崎県議会議員補欠選挙大村市選挙区における候補者として、次のとおり届出があった。

平成30年1月26日

長崎県議会議員補欠選挙大村市選挙区
選挙長 平地 俊夫

届出 受理 番号	届出 の別	ふりがな 候補者氏名	1のウェブサイト等のアドレス		生年月日 (年齢)	党 派	職 業
			本 籍	住 所			
1	本人	北村 タカトシ	http://takatosi.net/		昭和48年 2月6日 (満44歳)	無所属	社会福祉法人瑞 鳳会理事
			長崎県	長崎県大村市武部町197番地2			
2	本人	松本 洋介			昭和51年 9月12日 (満41歳)	無所属	松本学院代表
			長崎県	長崎県大村市皆同町507番地2			
3	本人	まきやま 大和	http://hirokazumakiyama.seesaa.net/		昭和54年 3月29日 (満38歳)	民進党	株式会社ドラゴ ン取締役
			東京都	長崎県大村市桜馬場1丁目437番地7			

長崎県議会議員補欠選挙松浦市選挙区選挙長告示第3号

平成30年2月4日執行の長崎県議会議員補欠選挙松浦市選挙区における候補者として、次のとおり届出があった。

平成30年1月26日

長崎県議会議員補欠選挙松浦市選挙区
選挙長 青木 孝一

届出 受理 番号	届出 の別	ふりがな 候補者氏名	1のウェブサイト等のアドレス		生年月日 (年齢)	党 派	職 業
			本 籍	住 所			
1	本人	ひさえだ 啓介			昭和46年 6月8日 (満46歳)	無所属	社会福祉法人敬 昌会理事長
			長崎県	長崎県松浦市志佐町浦免1532番地1			
2	本人	高橋 勝幸			昭和24年 5月5日 (満68歳)	無所属	高橋京染呉服店 店主
			長崎県	長崎県松浦市今福町東免670番地			
3	本人	石本 まさひろ	https://www.facebook.com/pg/石本まさひろ- 長崎県松浦市-振興-104160893703582/about/		昭和30年 1月7日 (満63歳)	無所属	農業
			長崎県	長崎県松浦市志佐町白浜免1798番地			

発行者 長崎県
長崎市尾上町三番一号
電話代表八二四二二
直通八九五二二二
六二

印刷所 長崎県
長崎市弥生町八番三十号
株式会社
岩永印刷
明

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登録するもの



長崎県公報

目 次

◎ 選挙管理委員会告示

- ・長崎県知事選挙における当選人の住所及び氏名
- ・長崎県議会議員補欠選挙における当選人の住所及び氏名

所管課(室)名
選挙管理委員会書記室
”

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第30号

平成30年2月4日執行の長崎県知事選挙における当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。
平成30年2月7日

長崎県選挙管理委員会
委員長 永淵 勝幸

当選人 住 所 長崎県長崎市鳴見台2丁目23番15号
氏 名 中 村 法 道

長崎県選挙管理委員会告示第31号

平成30年2月4日執行の長崎県議会議員補欠選挙における当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。
平成30年2月7日

長崎県選挙管理委員会
委員長 永淵 勝幸

選 挙 区	住 所	氏 名
大 村 市 選 挙 区	長崎県大村市皆同町507番地2	松 本 洋 介
松 浦 市 選 挙 区	長崎県松浦市今福町東免670番地	高 橋 勝 幸

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表 八二四二二六一
直通 八九五二二六一

印刷所
長崎県
長崎市弥生町八番二十号

株式会社
永 岩 永 印 刷 所

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県外規集に登録するもの



長崎県公報

目 次

- ◎ 告 示
 - ・道路の区域の変更（5件）
 - ・道路の供用開始
 - ・公有水面埋立ての免許
- ◎ 公 告
 - ・肥料の登録の更新（2件）
 - ・土地改良区の定款変更の認可
 - ・開発行為に関する工事完了
 - ・都市計画の図書の縦覧（2件）
- ◎ 選挙管理委員会告示
 - ・平成30年2月4日執行の長崎県議会議員補欠選挙における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨

所管課（室）名
 道路維持課
 //
 港湾課
 農業経営課
 農村整備課
 都市政策課
 //
 選挙管理委員会書記室

告 示

長崎県告示第544号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
 平成30年8月3日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道
 路線名 小浜北有馬線
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
南島原市北有馬町乙字矢代八十谷1797番6地先から 南島原市北有馬町乙字矢代八十谷1797番1地先まで	前	8.7~30.5	102.0	
	後	11.1~75.1	115.4	

長崎県告示第545号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成30年8月3日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道
 路線名 389号
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
雲山市小浜町大亀字諏訪之原712番68地先から 雲山市小浜町大亀字諏訪之原712番69地先まで	前	7.6~11.7	50.8	
	後	10.3~12.7	50.8	

長崎県告示第546号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成30年8月3日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道
 路線名 重尾長畑線
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
佐世保市城間町336番8地先から 佐世保市城間町336番8地先まで	前	9.5~12.2	5.0	
	後	9.5	5.0	

長崎県告示第547号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成30年8月3日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道
 路線名 長崎南環状線
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
長崎市上戸町4丁目988番1地先から 長崎市江川町308番7地先まで	前A	9.6~154.3	8467.5	
	後A	9.6~202.3	8467.5	
長崎市上戸町4丁目988番1地先から 長崎市江川町380番7地先まで	後B	11.3~200.2	5090.5	

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

平成30年8月3日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 駄野土地改良区
認可年月日 平成30年7月25日

開発行為に関する工事完了（公告）

次の開発行為に関する工事は完了した。

平成30年8月3日

長崎県知事 中村 法道

Table with 3 columns: 許可番号, 開発区域又は工区に含まれる地域の名称, 開発許可を受けた者の住所氏名. Includes details for 当初許可 and 長崎県指令 28建第755号.

都市計画の図書の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年8月3日

長崎県知事 中村 法道

- 1 都市計画の種類 松浦都市計画用途地域（松浦市決定）
2 縦覧場所 長崎県土木部都市政策課及び長崎県北振興局

都市計画の図書の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年8月3日

長崎県知事 中村 法道

- 1 都市計画の種類 松浦都市計画特別用途地区（松浦市決定）
2 縦覧場所 長崎県土木部都市政策課及び長崎県北振興局

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第45号

平成30年2月4日執行の長崎県議会議員補欠選挙における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により次のとおり公表する。

平成30年8月3日

長崎県選挙管理委員会 委員長 永瀬 勝幸

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年2月4日執行 長崎県議会議員補欠選挙（大村市選挙区）
2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

6,032,500円

3 報告書の要旨

Table showing election results and financial reports for 小川 安広. Includes columns for 候補者氏名, 所属党派, 収入, 支出, and 金額.

Table with 3 columns: 報告書受理年月日, 平成30年2月14日, 第1回報告分

Table showing election results and financial reports for 牧山 大和. Includes columns for 候補者氏名, 所属党派, 収入, 支出, and 金額.

その他の寄附 その他の収入	11件 83,000 2,100,000	文 具 費 食 糧 費 休 泊 費 雑 費	1,961 33,140 75,600 75,805
今 回 計 前 回 計 総 計	4,160,000 0 4,160,000	今 回 計 前 回 計 総 計	3,874,214 0 3,874,214
支出のうち公 費負担相当額	項 目	金 額	
	ポスターの作成	496,800円	
	計	496,800円	
報告書受理年月日	平成30年2月19日	第 1 回 報 告 分	

候補者氏名	牧 山 大 和	所属党派	民進党	期 間	平成30年3月17日から 平成30年3月20日まで	第2回分
出納責任者氏名	牧 山 重 光					
収 入	円	支 出	円			
主たる寄附 その他の寄附 その他の収入	0 0 0	人 件 費 家 屋 費 選挙事務所費 集会会場費等 通 信 費 交 通 費 印 刷 費 広 告 費 文 具 費 食 糧 費 休 泊 費 雑 費	0 0 0 0 27,774 0 0 0 0 0 0 0			
今 回 計 前 回 計 総 計	0 4,160,000 4,160,000	今 回 計 前 回 計 総 計	27,774 3,874,214 3,901,988			
支出のうち公 費負担相当額	項 目	金 額				
	ポスターの作成	0円				
	計	0円				
報告書受理年月日	平成30年3月22日	第 2 回 報 告 分				

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年2月4日執行 長崎県議会議員補欠選挙（松浦市選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

5,529,900円

3 報告書の要旨

候補者氏名	久 枝 啓 介	所属党派	無所属	期 間	平成29年12月11日から 平成30年2月15日まで	第1回分
出納責任者氏名	山 田 英 博					
収 入	円	支 出	円			
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業) (寄附額)	人 件 費 家 屋 費 選挙事務所費 集会会場費等 通 信 費 交 通 費	330,000 453,428 0 6,717 83,063			
松尾 実	平戸市議会議員 105,000					
阪田 剛	会社役員 45,000					
その他の寄附	1件 9,000					
その他の収入	2,000,000					

印刷費 広告費 文具費 食糧費 休泊費 雑費	524,144 68,120 8,094 65,001 60,500 37,875	
今 回 計 前 回 計 総 計	2,159,000 0 2,159,000	
今 回 計 前 回 計 総 計	1,636,942 0 1,636,942	
支出のうち公 費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	524,144円
	計	524,144円
報告書受理年月日	平成30年2月19日	第 1 回 報 告 分

候補者氏名	久 枝 啓 介	所属党派	無所属	期 間	平成30年2月26日から 平成30年2月26日まで	第2回分
出納責任者氏名	山 田 英 博					
収 入	円	支 出	円			
主たる寄附 その他の寄附 その他の収入	0 0 0	人 件 費 家 屋 費 選挙事務所費 集会会場費等 通 信 費 交 通 費 印 刷 費 広 告 費 文 具 費 食 糧 費 休 泊 費 雑 費	240,000 0 0 0 0 0 108,000 0 0 0 24,235			
今 回 計 前 回 計 総 計	0 2,159,000 2,159,000	今 回 計 前 回 計 総 計	372,235 1,636,942 2,009,177			
支出のうち公 費負担相当額	項 目	金 額				
	ポスターの作成	0円				
	計	0円				
報告書受理年月日	平成30年3月2日	第 2 回 報 告 分				

候補者氏名	高 橋 勝 幸	所属党派	無所属	期 間	平成29年12月21日から 平成30年2月15日まで	第1回分
出納責任者氏名	岩 佐 力 志					
収 入	円	支 出	円			
三たる寄附 (氏名・団体名)	(職業) (寄附額)	人 件 費 家 屋 費 選挙事務所費 集会会場費等 通 信 費 交 通 費 印 刷 費 広 告 費 文 具 費 食 糧 費	198,000 100,000 0 7,282 0 881,760 65,415 15,875 81,486			
渡口 慶四郎	会社員 15,000					
その他の寄附	1件 5,000					
その他の収入	1,000,000					

		休 泊 費	0
		雑 費	51,279
今 回 計	1,020,000	今 回 計	1,401,097
前 回 計	0	前 回 計	0
総 計	1,020,000	総 計	1,401,097
支出のうち公 費負担相当額	項 目	金 額	
	ポスターの作成		725,700円
	計		725,700円
報告書受理年月日	平成30年2月16日	第 1 回 報 告 分	

候補者氏名	石 本 政 弘	所 属 党 派	無所属	期 間	平成29年11月21日から 平成30年2月15日まで	第1回分
出納責任者氏名	石 本 香 月					
収 入	円	支 出	円			
主たる寄附	0	人 件 費	470,000			
その他の寄附	0	家 屋 費				
その他の収入	2,400,000	選挙事務所費	465,828			
		集会会場費等	6,000			
		通 信 費	0			
		交 通 費	0			
		印 刷 費	907,400			
		広 告 費	326,740			
		文 具 費	17,577			
		食 糧 費	81,077			
		休 泊 費	0			
		雑 費	60,739			
今 回 計	2,400,000	今 回 計	2,335,361			
前 回 計	0	前 回 計	0			
総 計	2,400,000	総 計	2,335,361			
支出のうち公 費負担相当額	項 目	金 額				
	ポスターの作成		793,432円			
	計		793,432円			
報告書受理年月日	平成30年2月19日	第 1 回 報 告 分				

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
二二一
四一

印刷所
長崎県
長崎市博島町八番十二号

株式会社
クインク
プリント
寺田宏
弥

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県列規集に登録するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課(室)名
・クラウドファンディングを利用した健康長寿関係支援募集業務歳入徴収事務委託	国保・健康増進課
・漁船損害等補償法に基づく加入区の指定の一部改正(2件)	漁業振興課
・保安林の指定の予定	林政課
◎ 公 告	
・特定計量器定期検査の実施	計量検定所
◎ 公安委員会規則	
・長崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	交通企画課
◎ 選挙管理委員会告示	
・平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨	選挙管理委員会書記室
・平成30年2月4日執行の長崎県議会議員補欠選挙における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨	

告 示

長崎県告示第612号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年9月11日

長崎県知事 中村 法道

- 委託年月日
平成30年8月21日
- 受託者の住所及び氏名
東京都文京区本郷5丁目33番地10号
READYFOR株式会社 代表取締役 山田はるか
- 委託事務の内容
健康長寿日本一の長崎県づくりに向け、クラウドファンディングを利用した不特定多数の方々からの金銭的な支援(以下「支援金」という。)の徴収事務
- 支援金徴収期間
平成30年9月11日から平成30年11月9日まで

長崎県告示第613号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)に基づき加入区を指定した告示(昭和35年長崎県告示第607号)の一部を次のように改正する。

平成30年9月11日

長崎県知事 中村 法道

表中「|国見町神代加入区|南高来郡国見町のうち神代の区域|」を「|国見加入区|雲仙市国見町のうち神代及び土黒北下原の区域|」に改める。

長崎県告示第614号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)に基づき加入区を指定した告示(昭和35年長崎県告示第608号)の一部を次のように改正する。

平成30年9月11日

長崎県知事 中村 法道

表中「|国見町土黒加入区|南高来郡国見町のうち土黒、北下及び原の区域|」を削る。

長崎県告示第615号

森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成30年9月11日

長崎県知事 中村 法道

- 保安林予定森林の所在場所
佐世保市浅子町188の17(次の図に示す部分に限る。)
- 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び佐世保市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

特定計量器定期検査の実施(公告)

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成30年9月11日

長崎県知事 中村 法道

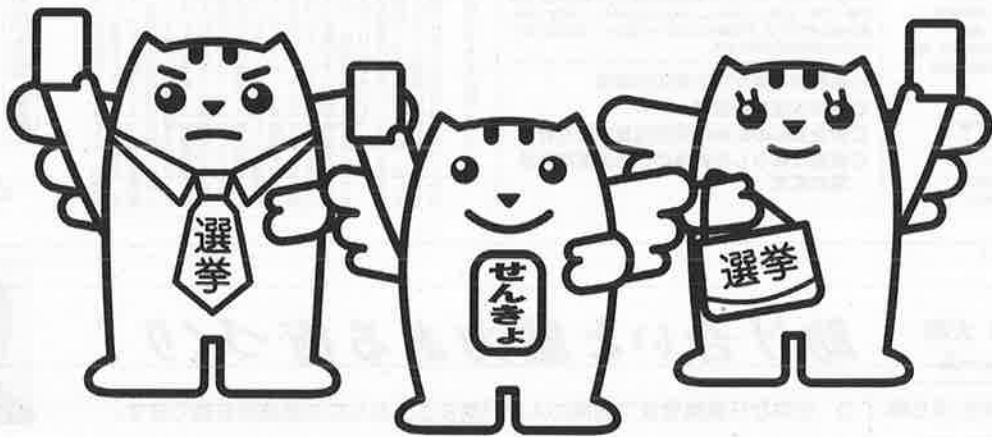
- 検査区分・実施区域・検査場所及び検査日時
諫早市

検査区分	実施区域	検査場所	検査日程	検査時間
集合検査	小長井地区	諫早市役所小長井支所	11月1日	13時から15時まで
同 上	高来地区	高来ふれあい会館	11月2日	11時から12時まで 13時から15時まで
同 上	飯盛地域田結地区	諫早市役所飯盛支所田結出張所	11月5日	10時30分から11時30分まで
	飯盛地域江の浦地区	諫早市役所飯盛支所		13時から15時まで
同 上	多良見地域大草・伊木力地区	伊木力出張所多目的研修館	11月6日	10時30分から12時まで 13時から14時まで

長崎県知事選挙 2月4日(日) 投票日

(繰上投票区の投票日は2月3日(土)です。)

投票はみんなのため。



- 投票日に仕事やレジャーなどの予定のある方は、期日前投票または不在者投票をしましょう。
- 18歳未満の子供も有権者の同伴であれば投票所内に入ることができますので、未来を担う子供たちの主体的な政治参加のため、積極的に子供を投票所へ連れていきましょう。

平成30年2月4日執行
長崎県議会議員補欠選挙

選挙公報

松浦市選挙区
長崎県選挙管理委員会

県民所得の向上並びに県民生活の活性化を目指し、
市・県・国とのパイプ役となってしっかり働きます。

公約

- 農林水産業の振興
- 商工業の振興
- 松浦市の将来を担う人材の育成
- みんなに優しいまちづくり
- 交通インフラの整備促進

石本まさひろのプロフィール

- ◇昭和30年1月 志佐町生まれ
- ◇志佐小学校・志佐中学校卒業
- ◇昭和48年3月 松浦高校卒業(9回生)
- ◇昭和55年3月 青山学院大学卒業
- ◇昭和55年4月～平成27年1月
長崎県農業協同組合中央会
衆議院議員秘書
- ◇平成27年2月～平成29年8月
現在、農業に従事
青山学院校友会長崎県支部 副支部長



石本
まさひろ
63才

これまでも これからも ずっと松浦と共に

市議会議員3期12年の「経験」と「実績」を生かして

松浦の子ども達のために

子ども子育て制度の推進
子育てしやすい環境の整備

松浦の農水産業のために

後継者育成対策の推進
赤潮対策、伊万里湾再生

松浦の安全安心のために

原子力防災訓練の充実
自然災害対策の充溢

昭和24年5月5日生まれ
松浦市立今福小・中学校卒業
国立佐世保高専機械工学科卒業

松浦市議会 前議長
平成18年～26年松浦市議会議員選挙
連続3期当選

一即・戦力!!!

松浦の福祉行政のために

社会保障制度の充実
日常生活支援総合事業の拡充

松浦の商工業のために

商店街の活性化
松浦ブランドの確立

もっと身近な県政を目指して全力を尽くします



自由民主党推薦
高橋
たかはし
勝幸
かつゆき

共に生きる社会をめざして。

若さと行動力で
松浦を元気にします!

 高齢者福祉が充実し 高齢者が輝く社会	 雇用創出と働きやすい 環境のある社会
 子供たちの教育が充実 し笑顔で暮らせる社会	 障がいを持つ方も 安心して暮らせる社会
	

住民参加型政治のための3つの約束

- ①議員報酬を常設事務所の開設・運営等に充て、皆様のお声を政治に活かすための政治活動資金とします。
- ②県民の皆様が気軽に立ち寄れる常設事務所(よろず相談所)に職員が常駐します。地域の皆様のご意見を聴かせて頂き、県政の推進に役立てます。
- ③県議会開催後に県政報告会を各地で実施し、皆様の意見がしっかりと反映される県政を目指します。



ひさえだ啓介プロフィール
松浦市生まれ。志佐小学校・志佐中学校、長崎日大高校、大阪経済法科大学卒業。社会福祉法人敬昌会理事長。長崎県地域包括ケアシステム推進協議会委員など社会活動多数。

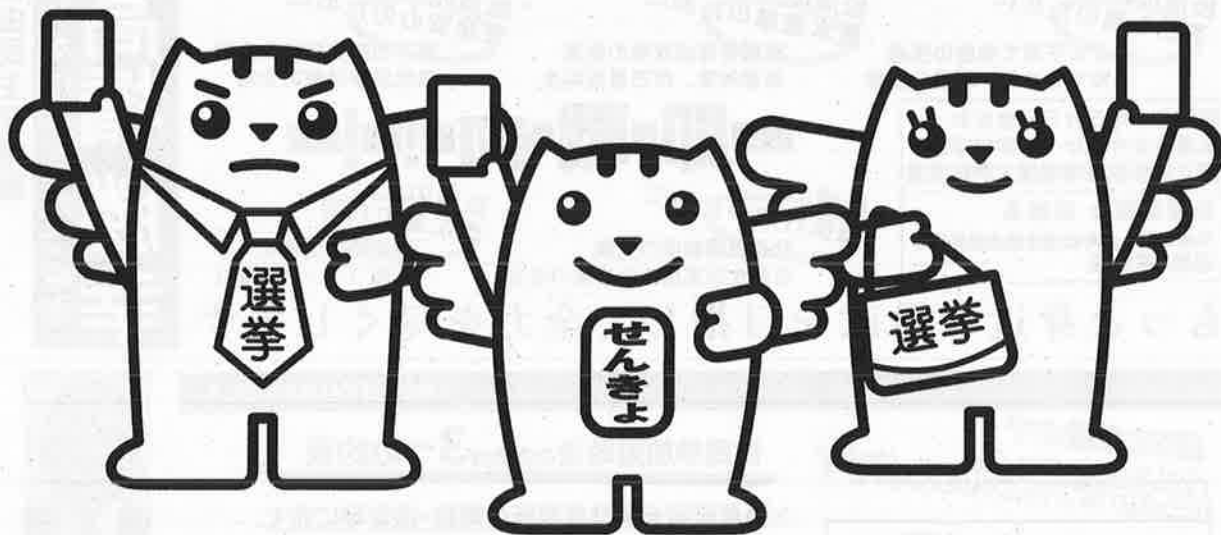


無所属
46歳
ひさえだ
啓介

長崎県議会議員補欠選挙

2月4日(日) 投票日

投票はみんなのため。



- 投票日に仕事やレジャーなどの予定のある方は、期日前投票または不在者投票をしましょう。
- 18歳未満の子供も有権者の同伴であれば投票所内に入ることができますので、未来を担う子供たちの主体的な政治参加のため、積極的に子供を投票所へ連れていきましょう。